

平成25年第1回京丹波町議会定例会（第2号）

平成25年 3月11日（月）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 小 田 耕 治 君

2 番 篠 塚 信 太 郎 君

3 番 村 山 良 夫 君

4 番 梅 原 好 範 君

5 番 横 山 勲 君

6 番 山 田 均 君

7 番 東 まさ子 君

8 番 岩 田 恵 一 君

9 番 松 村 篤 郎 君

10 番 坂 本 美 智 代 君

11 番 西 山 和 樹 君

12 番 原 田 寿 賀 美 君

13 番 北 尾 潤 君

14 番 森 田 幸 子 君

15 番 山 内 武 夫 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
会計管理者	谷口誠君
参事	岩崎弘一君
参事	野間広和君
瑞穂支所長	中尾達也君
和知支所長	榎川諭君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
企画政策課長	山森英二君
税務課長	堂本光浩君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	岡本佐登美君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育長	朝子照夫君
教育次長	藤田真君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	上林潤子
書記	上西貴幸

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さん、おはようございます。

本日はご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成25年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、4番議員・梅原好範君、5番議員・横山勲君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

3月5日に、予算特別委員会が開催され、委員長、副委員長が決定しましたので報告いたします。

委員長に梅原好範君、副委員長に坂本美智代君、以上のとおりであります。よろしく願いをいたします。

また、本日、議会広報特別委員会が開催され、広報発行に向け協議が行われました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録及び企画政策課職員による写真撮影を許可いたしましたのでご報告いたします。

そして、本日東日本大震災が2年となります。2時46分に暫時休憩をし、黙祷をささげたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は通告に従い、順次発言を許可いたします。

最初に、村山良夫君の発言を許可します。

村山君。

○3番（村山良夫君） 3番議員、村山です。皆さん、改めまして、おはようございます。

早速ですが、かねて提出しております通告書に基づきまして、平成25年第1回定例会における私の一般質問を行います。どうぞよろしくお願い致します。

私たち人類は産業の発展によりまして、豊かな生活を手に入れることができました。その代償といたしまして、片方では近代産業の発祥地といわれるイギリスでは、霧の都といわれ、また、第二次世界大戦の廃墟から奇跡的な復興をしてきた日本では、スモッグの都といわれ、今、世界の経済を引っ張っている中国では、PM2.5の都といわれ、環境を破壊された公害によりまして、非常に苦しんでおります。

また、特に最近では、花粉症に加えまして、先ほど申し上げましたPM2.5によりますダブル障害で、花粉症で非常にお困りの方も、この席上にもおいでのようございしますが、そういう状況でございます。

私も京丹波町は、豊かな自然に恵まれまして、田園都市をうたってまいりました。しかし、豊かな大自然だけでは立ち寄せる過疎化には立ち行きできません。過疎化を食いとめるためには、安定した収入のある職場づくり、若者が定住できるまちづくりが必至であります。

すなわち、企業誘致が大事であろうかこのように思います。

私たちの先駆者は、地域発展のために必要な水資源の確保と、交通網の整備に努めていただけてきました。

今、私たちは、畑川ダムの完成、京都縦貫道の全面開通という先駆者の実りの恩恵を享受し、活力のあるまちづくりの条件は整いました。

しかし、冒頭にも述べましたとおり、産業発展、地域開発は、豊かな自然環境の破壊にもつながりかねません。豊かな自然の保全と地域発展を両立させることが非常に重要であろうかと思っております。そのためには、節度ある地域開発をすることです。すなわち、無謀な開発を防止する法令や条例の制定であります。そして、それらの法令、条例を公平公正に厳守させる行政力にあらうかと思っております。

そこで、今回は産業廃棄物の放置による町民の安心・安全に絞って質問をいたしたいと、このように思います。

まず最初に、産業廃棄物というのはどんなものかということで、どのように定義づけられているか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

それでは、ご質問にお答えしていきたいと思っております。

産業廃棄物の定義ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律ということで、第2条第4

項において、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物と定められております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 今回の回答は、ちょっと範囲が狭いように思います。一般的に産業廃棄物については、こういうことになっているんじゃないかと思うんです。

「占有者自らが利用し、または他人に有料で売却することもできないために、不要になったものをいい」ということです。だから、産業活動をしている中で、もちろん出てくるいろいろなものも廃棄物ですけども、産業活動をするために使用していた施設とかそういうもので、資産価値がなくなったものを産業廃棄物というように、広くは定義をしているように思いますので、そのような考え方で、これからの質問にも答えていただきたいと、このように思います。

まず最初に、合併前のものも含めまして、京丹波町に、今申し上げたような産業廃棄物が不法に放置され、町民の安心・安全な生活を阻害している事例がないかどうかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 過去に、産業廃棄物が不法投棄された現場として、京都府、京都府警察、亀岡市、南丹市、京丹波町で構成します京都府不法投棄等特別対策南丹広域機動班というものがあまして、そのパトロールで継続して監視しているところがございますが、町内に数カ所あるということであります。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 町内に数カ所あるようでございますが、それらを今、お話しになりました関連の機関とあわせて改善するために指導をいただいていると思いますが、平成24年度に指導をいただいた成果について、具体的にどういうケースがあったかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 例年5月の不法投棄等防止旬間、5月21日から5月30日の間なんですけど、不法投棄等特別対策南丹広域機動班が管内パトロールを実施するほか、保健所の監視指導員によるパトロールが、南丹広域振興局管内で毎日行われております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 具体的な事例があればありがたいんですが、それが無いようでございます。

ただ、不法投棄というのは、そういうことですが、産業廃棄物を不法にほるんじゃないし、産業廃棄物は自分の土地に、所有する土地の上に産業廃棄物と規定されるものを保管するためにも、保管業者としての許可が必要なわけで、それが無い状態で、例えば、私とこの近所というんですか、ちょうど浅田農産の上に休耕田になっております谷間に産業廃棄物、タイヤとかその他建設関係で出てきた解体したものとかというのを放置というんですか、埋め立てという行為でしているケースがありました。

そのときに、これからも申し上げたいと思うんですが、町とか農業委員会とか保健所とかに指導してもらおうように大分行きました。しかし、平成8年でしたけども、なかなかそれはできなくて、やむを得ず地元はそういう行為を拡大することを防ぐために、その隣接地を地元の住民の意思で、1,000万円余り出して購入して阻止したというようなケースもあります。

ですので、もう少し産業廃棄物の範囲を広く考えていただいて、行政指導をしていただかねばならないと、このように思います。

そこで、これも過日の新聞で、既に浅田農産の跡地の解体については、解体工事の設計をするというところまで進めていただいていますので、非常にありがたいと思っていますし、また、新聞報道を見まして、地元の者からは非常に喜んでいることも事実でございます。

ただ、私、実は、地域の開発と関連しまして非常に気になることは、浅田農産の跡地にあります養鶏施設の一部というのは、もう養鶏場としての資産価値というのはいないわけです。

といいますのは、ふんの処理施設の部分は京都府が全部撤去してきれいにしてしまいました。ですので、あの養鶏場の施設には、ふんの処理施設がありませんので、あのままでは養鶏場はできない。すなわち、産業をしていくための施設としては、既に資産価値をなくしているということでございます。

そういう感覚でいきますと、あの建物というのは、私は産業廃棄物の不法投棄と違って、不法放置に当たると思うんですが、町長の見解はいかがですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する廃棄物の定義、また、その他事例から、建築物そのものが直ちに産業廃棄物になるということにはならないと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 確かに、そういう解釈の部分もあるかと思いますが、産業廃棄物の定義というものも、一般的に業界とかそういうところで指導しているのを見ますと、先ほど、私が申し上げましたように、産業活動において不要になって、かつそれを中古で処分するとか、他に使い道のないものを産業廃棄物と、このように言ってます。そういう意味からは、あの施設は、私は産業廃棄物でないかと思うんです。

先ほど述べましたとおり、地域の発展とか環境の保全とかいうのに、調和のとれたまちづくりをしていただくためには、行政力というのは非常に大事でないかと思うんです。指導していく上で。

先に述べました東京都を中心にしましたスモッグのときも、私は、余りファンではないんですが、石原前知事が記者会見で、ディーゼルエンジンのトラックから出ます排気ガスの黒い粉を振りかけて訴えておられました。そして、非常に冒険かなと思うぐらい、東京都へはディーゼルの排気ガス規制を合格した車両以外は、進入を禁止した。非常に冒険に思われましたけど、他の自治体もそれに相互しまして、今になりますと、ディーゼルエンジンから出る排気ガスで、特別、高速道路の周辺とかではまだ残っているようですけど、一般的にはそういう被害はなくなった。

ここで申し上げたいのは、工場誘致の条例も新しくつくられて、当然のことですけど、せっかく水と道路というのができたんですから、まして、これから舞鶴港も整備されるようすし、国際的には、ロシアとの貿易も起こるかもわかりません。そういう意味では、日本海は、これからますます発展すると思いますし、いわゆる太平洋側と日本海を結ぶ京都縦貫というのは、そういう意味では非常に大事な道路になると思います。

そういうことですので、これから、この地域の発展は進んでいくと思います。

しかし、先ほどから申し上げているとおり、無法な発展というんですか、それを取り締まるというんですか、協調のある発展をするための条例を、いかに守っていただいて、産業は発展して、地域も活性化するけど、自然環境は余りひどくはならないという町をつくらなければならない。そのためには、やはり行政が範を示して、強力な行政力で指導をしていただく必要があるかと。

そういうことを考えますと、京丹波町の所有物、いわゆる土地の上に建っている構築物が、浅田農産という形の養鶏場跡という形で残っているわけですね。これを、このままにしておいて、みずから身を正さずに他人に言えるかということ、私は非常に懸念をしています。

そういう意味で、跡地利用を含んだ浅田農産の活用も非常に大事ですけども、これから、

今申し上げたようなことが起きることを懸念いたしますと、跡地利用と撤去とは切り離して、早急に建物を撤去していただきたいと、このように思うわけですが、町長はそういう意味で、どのようにお考えなのかをお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 村山議員がおっしゃっている産業廃棄物についての見識については、一切、否定的立場ではないんですが、今言うてもらったお勧めの先に、村山議員がおっしゃっている浅田農産の跡地の構築物について、産業廃棄物やから別個に先に撤去したらどうだというお勧めについては、財政上の問題から、そういうことが非常に難しいということを申し上げておかんなんなと思っております。

行政力についても、そうありたいとは思いますが、ご承知のとおり一般廃棄物については町が負担しております。産業廃棄物については府という分担が、まずあるということもご承知のとおりであります。何にしましても町・府・国一体となって、こうした産業廃棄物によってこの町が汚されることのないように、頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 今、町長のほうから、調和のとれたまちづくりに努力をするというご回答を得ましたので、ひとつぜひ、そうなりまして、町も発展するし豊かな環境も守られるしという行政をしていただくように、よろしく願いをいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

次に、平成25年度の施政方針と、それから予算に関連しまして、国民健康保険事業についてお伺いをしたいと、このように思います。

今般の施政方針では、余り深く触れられていませんが、予算説明では、この事業について安定的で維持可能な制度運営を訴えておられますし、また、日ごろからそのためには早期発見、早期治療が必要ということで、給付金を縮小するということを訴えておられまして、いわゆる健康診断の普及というんですか、100%まではいきませんが、非常に努力をしておられまして、健康診断の受診率は京都府下ではいつも上位3位までに入っているようなことでございまして、その努力は十分に期待ができるわけですが、しかし、今申し上げました早期発見、早期治療ということから申し上げますと、当町の国民健康保険事業というのは、早期発見、早期治療の領域はもう既に超えていると思います。

病気で言えば、苦痛に耐えられないような自覚症状や、専門家でなくても、早くやらないとあかんでというような状態になっているということは明白なわけです。

こういう保険事業の実態について、十分判断された上で、今年度の予算を立てられて安定的で維持可能な制度運営ができれば非常にありがたいんですが、できるかどうかということ非常に疑問に思っています。

特に、この保険事業を円滑に運営するために、調整基金というのがあるわけですが、この前の予算の説明によりますと、この基金は、平成25年度末予算ベースで6,700万円になると、こういうように聞いたと、私、聞き間違っていなかったらこういうように聞きました。

過去の予算編成を見ますと、この基金の繰り入れというのは、大体7,000万円から9,000万円ぐらい、毎年予算化されています。基金から繰り入れて予算化されています。

そうしますと、もう来年度、平成26年度の基金も厳しくなるという状態にあると、こういう状態の中で、安定的で維持可能な制度を運営するというのが、本当にできるのかなど。もちろん、予算説明で町長が述べられているように、このような経済情勢の中で保険税率を上げるとか、そういうことは非常に厳しいとおっしゃっていることも十分に把握できるんですけども、前から私は、保険事業については申し上げていました、給付金の縮小をするための施策というのを講じる必要があるんじゃないかと、このように思うんですが、そういうことを、この平成25年度はないようですけども、そういう中で、こういう安定で維持可能な制度をしていくような状態のできる状態であるというようにお考えなのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） もちろん、提案しています被保険者の立場で、安定的で中期、長期とも運営していけるということでご提案を、まずしているところでございます。

確かに、今言われた平成25年度末の基金残高は、6,716万9,000円を見込んでいるところです。

何にしましても、被保険者の状況を十分把握するということは、私は大事だというふうに考えています。安定的な財政運営を目指すということと、被保険者の状況を十分把握する、被保険者の皆さんに一番合った事業運営を市町村国保というものは、求められているというふうに、これを肝に銘じて自分に言い聞かせているということでもあります。被保険者の状況を十分把握しまして、被保険者に一番合った事業運営、それが市町村国保に一番求められているという認識しております。

以上でよろしいですか。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 今の回答を聞いていましたら、非常に厳しい判断のしにくい状況にあるということは、私も重々わかった上で、あえて、こういう質問をしておりますのは、病気もそうですけども、早期発見、早期治療というのは、やはり、回復するための負担を少なくする最大の施策だと思いますし、国保運営は、いわゆる企業活動ではありませんけども、ある意味では、そういう病気の回復のためには、遅くなれば遅くなるほど負担が大きくなるというのは、これは企業経営も、こういう法的な制度も全く同じだと思いますし、あえて言えば、病気の治療も同じだと、このように思うんです。

そんな中で、実は、あえてなぜこんなことを申し上げるかというのは、平成26年度にも、多分このままいきますと、過去の例からいきますと、給付金の増加は4,000万円から5,000万円ぐらいは増えていくだろうと。

それと、もう一つは、調整基金の残高ですけども、京丹波町の国保事業で必要な、これぐらいあればいいなという理想的な残高というのは、前から聞いていますように、大体2億5,000万円から2億7,000万円必要だということに言われて聞いております。

こういう中で、平成26年度以降の予算編成を考えますと、今申し上げました給付金の増加分、4,000万円から5,000万円と、それから予算ベースではありますけども、ゼロになってしまう基金を積み上げるものと、二重の負担が平成26年度以降に町民にかかってくると、そういうことになりかねないかというように、非常に懸念するわけです。

そうしますと、被保険者の町民の財政状況というんですか、懐ぐあいを考えられて、平成25年度に引き上げられなかった町長の思いというのは、非常に尊重すべきではありますけども、そのことがある意味では、平成26年度以後の町民の財布に負担が多くなるという懸念があるんじゃないかなと、このように思う次第です。

国も消費税を上げることによって、こういう社会保険そのものを見直すというてますので、それが平成26年、平成27年に改正されて、財政のこういうものができるようになれば非常によろしいんですけども、まだ、もう少しその時間が必要でないかと思うんです。

そういうことから考えますと、平成26年度以降に、こういう町民の二重苦の負担を減らすための施策があるんでしたら、お聞かせ願えたらありがたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 特効薬があるわけではありませんが、保険制度としては、被保険者が保険料を負担するのは当然のことなんです。どういう意味で保険税といっているか、目的税であったとしても、税金であればほかに使おうと思えば使えます、いろいろなことに。そういうことから言うと、被保険者のみが基金積立の責めを負うというような、私、立場に立

っていないんですよ。税という以上は。もともと国保なんて、排除しない論理ですから。一般ですと、1万円負担したら300万円補償しますよと、それに合わん人は入らへんわけですから、そうじゃなしに、皆保険という名のもとに、全員安心してもらうために国保があるんですから、あんまりそういうことを心配していないということです。そのように理解してもらったらうれしいです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） おっしゃることはよくわかるんです。ただ、私が懸念していますのは、数年前になるかと思うんですが、北海道の夕張市が、財政何とか対象事業体になりまして、財政改革を大幅にやりました。

結果的に見ますと、今、夕張市で縮小財政の苦しみを負うておられる方というのは、本当に弱い立場の、夕張市からよそへ出ていく力のない人に負担がかかっている、これもちょっとあやふやなことですけど、病院に行くのに交通機関で行きますと2時間とか3時間とかかかって病院に行かなければならないというようなことが起きているようで、こういう財政が厳しくなって国の施策等で整理というんですか、改善をさせられる場合には、ややもすると、弱い立場の人に結果的に全部負担がかかってくるということになるわけです。

ですので、ひとつ今おっしゃっている意味は、非常によくわかるんですけども、よくわかるんですけども、その中で、弱い立場の人に結果的に負担が余計かかるということのない町政運営というんですか、国保運営をひとつよろしくお願いしたいと、このように思いまして、次に、町立病院の運営についてお伺いをいたしたいと思います。

就任以来、また選挙のときのマニフェストというんですか、それにも病院の充実が町民が安心して暮らせる第一条件だということで、非常に意欲的に過去もやってきていただきましたし、また、今年度の施政方針でも、そのことについては非常に多くの字数を使って述べておられます。

そこで、病院の本当の意味の健全な運営をするためには、一番大事なのは会計処理が正確で、かつ透明性があることが一番大事でないかと思うんです。このことが守れないと、なかなかお医者さんを増やしてといっても、確かに増やせばよろしいですけど、今年度の予算を見ても、お医者さんが増えた分によります人件費というのが増加していますし、無限増に資源があるわけでもないし、またほかにも町民の安心・安全を守るためにしなければならない施策もあるわけですから、その辺を考えると、やはり投下した資本、資金とその効果ですか、費用対効果も考えた中で事業をやっていかなければならない、そのためには、ちゃんとした会計処理というのが非常に大事でないかと、このように思うわけでございます。

そこで、9月の決算委員会でも質問をしまして、公営企業会計の第9条というのがあるんですけども、会計の原則というところでございますが、その項目では、資本取引と収益取引を明確に区分するということが、9条の第3項でうたっています。

このことは、資本取引で生じた現金と、損益勘定で生じた現金は、予算決算書において明確に区分しなければならないと、こういうことでございますが、これが平成23年度の決算でも結構ですし、今年度の予算でも結構ですけども、十分に管理できる帳簿処理がなされているのどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いわゆる、公営企業会計原則の第9条で3番目に示されています資本取引と損益取引とを明確に区分しなければならない。こんなことは当然のことだというふうに思っております。そして、できているということでもあります。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） できていると、こうおっしゃっていますけども、平成23年度の決算書を見ますと、資産のところの現金ですけども、現金残高が留保資金ですか、過年度留保資金の残高を下回っています。2,100万円ほど。ということは、次年度留保資金というのは、資本取引で生じた現金、資金でございます。それが、収益取引で生じた現金の不足分2,100万円を補填しているような結果になっているわけです。

これは、担当課長にも事例を挙げて、今回の決算はともかくとしても、将来的にはこれはちゃんと修正をしとかなあかんということをお願いしてあるんですけども、今、町長のほうから、それはちゃんとできているという回答をいただいたのは、非常に意外でございますが、本当にそうなんですか。平成23年度決算では、2,100万円、いわゆる資本取引で生じた現金が、ちゃんと保管されているんですか。その一部、2,100万円が収益取引の不足分に補填されていませんか、お聞きをします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 病院の通帳の中で、町の会計には通帳には、一般のほうの通帳と、そして病院のほうの通帳がございます。その病院の通帳の中で処理をいたしております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） そうしたら、決算書で現金勘定の現金の残高と留保資金の残高が、少なくとも、少なくともならなければならないわけですよ。ところが、2,100万円、留保資金が多いということは、どういうことなんですか。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 今、平成23年度の決算書は手元には持っておりませんが、いわゆる決算書のまだ内側の部分に処理をして出して、一番表側には、こういった大きな数字で処理をしているものと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 私、済んだ決算書のことをとやかく言いたくないんですけども、やはり、そういう混入する、はっきり区別をせなあかんというてるのに、混入する決算になり予算になりかねないんで、改善する気があるかどうかということが、実は聞きたいんです。しかし、今の回答を聞いていますと、そういう対応はしないということですので、このままいきますと、また場合によれば、本来手を入れたらいかん資金に、欠損分というんですか不足分を使うということになっていてもわからないということになるんじゃないですか。

誰が見てもわかりますよ、三千七、八百万円の現金残高で、留保資金は、もう少し多かったかな、2,000万円余り差額が出ていますよ。そういう状態にあるということは、やはり、僕はまずいと思いますので、何らかの形で、収益勘定で起きる現金と資本取引で起きる現金を資産表の中で区分して表記をする必要があるかと、このように思うんですが、それは改善する気はありませんか。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 平成26年度の新公営企業会計の改正に伴いまして、現在、今ご指摘いただいたあたりも、今後明確にしていくべきであろうと考え、今、平成26年度の予算作成に向けて、いろいろ進めております。

そして、そういった中での新しい会計のときに、そういったものは明確にできるんであるかと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） しつこいようなんですけども、まだ、その重大性に気づいておられないようですので、あえてもう一度言います。平成23年度の決算では、資本取引で生じた現金が、収益取引で生じた事業の資金不足のために補填されていることは事実です。よく調べてください。後で回答していただいたら結構です。

それと、平成26年度から、確かに新会計制度のことがあります。しかし、平成25年度はどうするんですか。やはり、危険があるということは、対処しておくべきじゃないですか。

なぜ、それほど頑固なんですか。何か変えられない理由があるんですか。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 私たちは、ルールによって適正に対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） そこまでおっしゃるんでしたら、これが本当にルールにのっとってなされた決算書かどうかというのは、もう一度、何らかの形で平成23年度の決算書は、見直してもらうようにいたしたいと、このように思います。

一応、今日はこの辺で私の一般質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（野口久之君） これで、村山良夫君の一般質問を終わります。

次に、山内武夫君の発言を許可します。

山内武夫君。

○15番（山内武夫君） はじめに、東日本大震災が発生しましてからちょうど2年ということになります。被災され、お亡くなりになりました皆さん方に、心からのご冥福をお祈り申し上げますとともに、今なお、困難な生活をされておる方々があるわけですけれども、その方々に対しましてもお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げる次第でございます。

それでは、ただいまから3月議会におきます私の一般質問を行いたいというふうに思いますが、質問に入りますまでに、私の大先輩に当たる方から、CATVを見ておっても、なかなか緊張感が、臨場感が伝わってこんということ、臨場感のある質問をするようにというふうなことで、ご意見をいただきました。確かにそのとおりです、頑張りますというつもりなんですけれども、なかなか臨場感があるこの議場の雰囲気、そのままテレビをのぞく皆様方にお伝えするのが難しいなというようなことを思っておるんですけれども、できるだけ緊張感をもって、また町長のほうとも真剣に討論のほうに参加をしていきたい、質問をしていきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお祈りを申し上げます。

それでは、まずはじめに、平成25年度の町長の施政方針につきまして、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

いよいよ、町長、また私たち議員も、任期のほうも1期4年の本年度最終年度ということになります。実質、あと残すところ半年というような状況になりました。今日までの3年間

を振り返ってみますと、地方自治体を取り巻く情勢というのが経済環境の悪化とか、また国政の不安定さなどもありまして、国の動向というのが極めて不透明なことから、当町のような大変脆弱な財政の町政運営というのが大変厳しいものがあつたなというふうに感じております。

こうした厳しい状況ではありましたが、寺尾町長には、町政運営の基本に「安心・活力・愛のあるまちづくり」という、そういう基本方針をまちづくりの中心に据えられまして、ぬくもりとほほ笑みに満ちたまちづくりを目指して、今日まで旧3町の特性を生かしながら施策を展開されてまいったというふうに感じております。

そのような中で、町長は就任後、常に最小の経費で最大の効果が発揮できるための行財政改革に積極的に取り組まれてまいりまして、具体的に地方債残高の縮小とか、また土地開発公社の用地の債務の解消に取り組まれるなど、今日では一定の財政健全化の方向性というのが示されてきたように感じております。

また、一方では、町民の命と健康を守るための医師確保をはじめとした、そういう医療事業の充実とか、本年4月から開始をされます学校給食の完全実施、そしてまた、農林業振興等につきましても、有害鳥獣対策とか新規就農対策等々、充実に努められたわけでありまして。

また、その他、本年3月16日に竣工を迎えます畑川ダムの完成、そして昨年開校いたしました林業大学校の誘致、あわせて京都縦貫道の開通とあわせてのパーキングエリアの拠点施設の建設など、今までにも増して京都府との大変太いパイプで、また緊密な連携のもとに、今日本町発展の展望が大きく開かれようとしておるというふうと考えております。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

平成25年度の施政方針では、今日まで進めてきました「安心・活力・愛のあるまちづくり」の諸施策を一層充実させるとともに、未来への投資に向けた予算編成を行ったとされておりますが、町長任期最終年に当たりまして、この3年間の事業の総括と、今日までやり残してきた課題が何があるのか、そういう点につきまして、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと羅列になりますが、一応、自分でやってきたなと思っていることは、京丹波町病院、和知診療所、公的医療機関の役割と機能回復に向けまして、医療等審議会の開催、あるいは関係機関への要望、医師確保のための奨学金制度も創設させていただきました。

結果として、町立病院の経営一本化がなされ、医師3名、今年度ですけれど、来ていただ

くことができました。

鳥獣害対策における狩猟免許費用助成制度、あるいは捕獲報奨金の拡充を図ったところがあります。

町営バスの土曜日運行もさせてもらいました。これも交通懇話会の開催があつてのことでありますが、答申に沿った施策であります。町営バス利用促進補助金制度の創設ということで、新路線としましては、桧山和知線の運行を平成23年度から実施して、和知地域からも京丹波町病院に来ていただくということが現在起きております。

また、学童保育の対象年齢を拡充しました。4年生以上ということであります。

ファミリー・サポート・センター事業も推進しております。

また、地域包括マネジャーの育成推進とか、高齢者支援システムの構築を現在推進しているところです。

地域自主防災組織育成補助金の創設をしました。

学校給食センター、間もなく完成して、中学校まで完全給食が実施できるようになっております。

次に、活力のあるまちづくりということでは、観光協会が設立されまして、今、活発に活動してくれております。

昨年、食の祭典、去年は2回目ですね、一昨年、国民文化祭と合わせまして食の祭典を実施して、評判がよかったもので、平成24年度も須知高校と共催で、食の祭典が開催できたということでもあります。

また、住宅改修補助金交付制度というものを創設して、多くの住宅の主に屋根を使って太陽光発電がされています。住宅改修は、平成23年度から実施して、これも非常に多くの方に利用していただいています。

林業大学校が和知に来て、地域が幾らか活性化しているというふうに見受けております。

また、木質資源の利用促進、あるいは資源循環型農林業の推進ということで、瑞穂のさらびきで木質ボイラーを活用してのお風呂の提供とかということに取り組めております。

また、開発プロジェクト推進室を設置して、大型事業に取り組んで推進中でありまして。このことで、平成26年度供用開始されます京都縦貫自動車道でのパーキングエリアに隣接した振興拠点施設、現在進めております。

また、畑川ダムの周辺整備等にも取り組んでくれているということでもあります。

また、大倉のヒヨ谷で太陽光発電、これはメガソーラーといわれる大規模発電が今年3月完成式がされる。民間事業でありますけれど、されるというようなことも決まっております。

愛のまちづくりでは、地域支援のための職員配置と住民自治組織を育成していると考えております。

また、「町長と語るつどい」を開催できたこともよかったなと思っております。

町の花、木、鳥など、シンボル制度を制定することができました。これも須知高校の生徒さんに中心になってもらって、こういう作業をしてもらったということがよかったというふうに考えております。

今、言うてもらったとおり土地開発公社の先行取得用地の問題の解決にも積極的に取り組んでまいりました。これからも塩漬け土地といわれる土地についての活用、私自身、先頭に立って頑張るということであります。

また、畑川ダムが完成しますので、このことの活用についても先頭に立って頑張るという思いであります。

町の直接的な予算には反映されませんが、自然公園に京都スポーツトレーニングセンター構想を知事が打ち出されまして、今年度、平成25年、平成26年で、16億1,900万円ぐらいの予算がついたように新聞報道等で知ったところです。あるいは、五千何がしになります平成24年度補正では、テニスコート、あるいは補助球技場等整備されるということでもあります。こうしたことも町に非常に活力を与えるというふうにして喜んでおります。

私が、一番この3年間で誇りにしていることは、京都府との関係、国との関係が非常にスムーズにいつているというふうに自負をいたしております。

また、府立医大、現学長の吉川学長とも親しくご指導をいただいております。前学長の山岸久一さんは、地域医療のいろいろなことを意見を述べられる特別参与として府庁に入っていられるというようなことも、非常にこの京丹波町にとって大きなことだという認識であります。

また、関係します京都国道事務所、近畿地方整備局の管内であります。京都国道事務所、前所長は小林賢太郎さんでしたけれど、今も親しくご指導いただいております。濱田正さんという現在の所長とも親しくご指導いただいております。また、福知山河川国道事務所の前は田中貢さんでしたけど、今も近畿整備局にいらっしゃるし、現福岡彰三福知山河川国道事務所長にも親しくご指導いただいておりますというような、人との関係が築かれたということ、京丹波町の残る任期中も最大限、人との関係を生かしたまちづくりに励んでいきたいと、そんな思いであることを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、それぞれご答弁をいただいたんですけれども、基本は住民目線のそういう町政運営を基本にやっておられたなというようなことで思っておるんですけれども、そういう住民サービスの土台となるのが財政状況ではないかなというふうに考えておりました、財政状況につきましては、既に町政の施政方針にも書かれておりますけれども、これまでの財政健全化の取り組みによりまして、財政指標というのが、一定改善をされてきておるといふふうに聞いておりますが、本町の状況を見てみますと、国の地方財政施策の動向に大きく影響を受けると、そういうような財政構造にもなっております。

そこで、高齢化の進行だとか経済、そしてまた景気、雇用の低迷等、どれをとりましても昨今の厳しい状況のもとで、厳しい、これから難しいかじ取りを迫られるといふふうに考えておりますが、特に、普通交付税、これが合併特例期間、あと2年というような時期に差しかかってまいりまして、今後の財政見通しをどのように考えられておるのか、その点につきましてもお伺いをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 当面の財政見通し、増え続けます社会保障関係経費や特別会計への繰出金の増加等が懸念されるところであります。実質公債費比率につきましても、合併特例期間を過ぎますと、徐々に比率が上昇していくものと推測されます。平成27年度までの合併特例期間の終了を見据えた一層の財政健全化対策が必要だという認識でおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 合併後、今日まで健全財政の維持を最優先に行財政改革を進めてこられまして、町債残高も減少してきた、また財政の指標というのも好転をしてきたということになっておりますが、数字の上ではよい方向に現在では向かっておるといふことですが、いよいよ平成27年度からは、合併算定替えの特例期間が終了になって、順次交付税が減額をされてくるというような状況になるわけなんですけれども、聞いておりますと5年後の平成31年になりますと、それが特例期間が終了ということで、以前には大体11億円ほど交付税が減るといふようなことを聞いておったんですが、その金額、試算がどうなのか、改めてお聞きいたしますのと、平成21年から平成24年まで行政改革の大綱が策定されておりましたけれど、本年度で終了ということになっておるんですね。今こそ、こういう行政改革のそういう計画樹立というのが必要であろうというふうに考えますけれども、今後の計画について、お考えがありましたらお伺いをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 最初にお尋ねの交付税の減額でございますけれども、おっしゃいましたとおり、臨時財政対策債を含めると約11億円ぐらいの減額になるのではないかなというふうに見込んでおります。

それから、新たな行政改革大綱でございますけれども、平成24年度までが、現在の行革大綱期間中ということでございますので、平成24年度終わりましたから十分分析をいたしまして、次期行革大綱を策定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 住民ニーズがこれからますます多様化するという中で、安定的な町政運営を図るためには、やはり自主財源の確保を、これに向けた施策の充実というのが必要だというふうに考えておりますが、町長に就任された4年前と比べましても、地方税等の自主財源、これが年々減少してきておるといような状況で、今のそれが景気の低迷だとか、そういうのが原因であろうというふうに考えておりますけれども、今までにも増して、国だとか京都府頼みのそういう町政運営になってくるんじゃないかなというふうに考えております。

そこで、自主財源確保に向けた具体的な施策について、どのように考えられておるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新しい投資が起きないと、これ以上そういう固定資産税にしても増えるということは、あんまり考えられません。家が建ち始める一つの政府施策でそういう機運はちょっとあるなと思ったりしているのと、土地を今言うてもらったとおり、畑川ダムが完成しましたので、企業誘致を今まで以上に積極的に進めたいと思っております。

企業さん訪問して1件しか回っていませんけれど、感じたことは、よく研究してはるなということがわかりました。やっぱり、私が出向いて行って現在の経営者といろいろな話をすることによって、企業誘致がなされるんじゃないかという実感を持っております。

大倉ヒヨ谷1カ所、サカエリックだけでも何年かしたら固定資産税とか、いろいろな税収が見込まれます。その他、現在企業誘致を進めておりますので、必ずよい方向へ向くということで、見通しということにしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 次に、公務員の給与の削減の問題につきましてお尋ねをしていき

いというふうに思いますが、既にご承知のとおり、国家公務員のほうが給与削減ということで、現在、昨年と今年度実施をされておるわけなんですけれども、新聞報道等にもあったわけなんです、総務省のほうから地方公務員の給与削減についても要請があったということなんです、この要請に従わなければ地方交付税を削減するという旨の報道もあったわけですが、具体的にどのような内容であったのか改めてお聞きをしたいというふうに思いますのと、あと京丹波町の給与の実態、これも広報等でも出してもらっておりますけれども、改めてその実態と今後の対応をどのようにされるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご承知のとおり京丹波町、職員給与、国が100としたとき、今度国がとられた7.8%を実施されたとしても、京丹波町では実施しなくても、正確に後で述べますけれど、100を超えないということだけ、まず先に申し上げておきたいと思います。

本年1月28日に、総務大臣から市町村長等に対しまして、防災・減災事業へ積極的に取り組むとともに地域経済の活性化を図るために、現在、国家公務員給与で実施されています減額支給措置に準じて地方公務員給与を削減するよう、まず要請がありました。

また、平成25年度の地方交付税における地方公務員給与費は、実際に給与削減措置を実施したか否かにかかわらず、平成25年7月から国家公務員と同等の給与削減措置を実施することを前提として算定することとされたところであります。

しかしながら、本町におきましては、これにかわる新たな地方交付税の算定費目でありませ地域元気づくり推進費が、地方公共団体の給与水準や職員数削減により算定されることから、地方交付税総額への影響は少ないものと、まず見込んでおります。

なお、給与水準が国より低い地方公共団体の場合は、地方公務員給与の削減に関する新たな措置は必要ないとの見解が示されております。

削減後の国家公務員給与を100とした場合、本町は平成24年度のラスパイレス指数は98.6であることから、既に国と同等以上の給与抑制措置を実施しているとみなせるものと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、ご答弁いただいたんですけれども、それでは京丹波町への交付税の削減額、今、新たな交付金があるので、それを合わすと大きな差はないということでしたけれども、具体的に交付税の削減額がどれぐらいになるのかということと、あとまたラス

パイレスが98.6%ということで、国の基準以下で給与削減の強制はないということですが、それでいいのか、改めてお聞きをしておきたいというふうに思います。

また、当町におきましては、今までから町長、副町長、教育長の10%削減、それからまた管理職の皆さん方の管理職手当の10%削減というようなことで、そういう給与削減の実施を行ってきたんですけれども、一般職の職員の給与の削減は、今日までされてきておらんという実態なんですけど、今後、数年後から先ほど言いましたように、財政状況も厳しくなるということが予想される中で、今回の国の要請に対して、町として給与の削減等の独自の対応をする考えがあるのかないのか、その点につきましてもお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細は、課長から答弁させますが、一応、結論は、そういう考えは持っていないということです。

というのが、町民目線という言葉がありますが、私は、町民の皆さんのための3年間、一生懸命仕事をしてきました。それは、若い、今言いはった管理職以外の一般職員に一生懸命頑張ってもらったおかげだと思っておりますので、職員にもやっぱり不満のないように、町政運営すべき、行政運営すべきだということを理解してもらったらうれしく思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） まず、地方交付税の減額の関係でございますが、どれほどの影響があるかということでございますけれども、これにつきましては、予算の補足説明で申し上げたとおりでございますが、給与の減額分としての交付税の算定におきましては、7,637万1,000円ということで計算をしておりますが、逆に、地域の元気づくり推進費というものの算定によりまして、7,379万5,000円を見込んでおることから、実質この部分だけで申しますと、257万6,000円の交付税減になるのかなど。あくまで、他のいろいろなものがございまして、ここだけを見ますと、そういうふうに見ております。

あと、ラスパイレスが100以下は不要であるかというあたりにつきましては、先ほど町長からございましたとおりでございますが、国の7.8%減額した値を100として、そこを超えているところについては、その100に合わせてくださいよというのが国の方針でございますので、本町につきましては、そうしたものがないといえますか、存在しないという

考え方でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 続きまして、国保制度の国保問題につきまして、お尋ねをしておきたいというふうに思いますが、医療費の高騰等によりまして、国保財政は大変厳しい状況があるということで、先ほど村山議員のほうからも、この問題につきましてご質問もあったわけなんです。医療費の動向によりましては、来年度以降、基金も底をついてくるという状況の中で、一般会計からの補填がなければ値上げせざるを得んというような実態があるわけなんです。反面、国保加入者には、ご承知のとおり生活保護費の切り下げだとか、来年度からの消費税の導入、また、それぞれの各利用料等の値上げなど、生活を直撃する非常に厳しい実態があるというふうに考えております。

そのような中で、本年度あえて保険税を据え置くというようなことをされたわけなんです。改めて予算編成上の基本的な考え方をお聞きいたしますのと、あわせて国保財政への公費投入ということがよく言われるんですが、そのことにつきまして、町長の見解をお聞きいたしますというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成25年度の当初予算編成に当たりましては、国保財政、大変厳しいという認識でまずおります。歳出の保険給付費等につきましては、過去3年間の実績と、伸び率をベースに算出しております。

平成24年度補正予算及び平成25年度当初予算の編成を並行して行う中で、平成24年度補正において、高額医療費共同事業交付金が、当初見込みより増加する見込みとなりました。

また、一方、拠出金が減額となり、予定していた基金繰入を少し減らすことができる見込みとなったところであります。

また、平成25年度当初予算では、前期高齢者交付金や高額医療費共同事業交付金の伸びが見込まれたところであります。

国保会計における事務費については、一般会計繰り入れの対象とできる内容を精査し、範囲を見直すこととして歳入予算を見積もったところであります。

厳しい財政状況に変わりはないわけですが、平成25年度は、賦課限度額の引き上げが見送られることとしました。また、景気動向や雇用情勢等による被保険者への影響等を考慮するとともに、基金の状況などを総合的に判断して、平成25年度におきましては、国保税率

を据え置く予算としたところであります。

今後の国保会計への公費投入に関しましては、医療費の増大と低所得者の増加という国保の構造上の課題によりまして、より厳しい財政状況が見込まれ、特に小規模保険者の財政基盤を確立するためにも、国・府による財政支援の強化が求められると考えます。国保の財政基盤強化策として、保険者支援制度の拡充や保険税軽減税率の拡大の方針が示されているところでございますが、低所得者対策を推進するため、市町村の負担が増えないよう、国の責任において確実に財源が確保されますように要望するとともに、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国庫負担金の減額措置の廃止や特定健診、あるいは特定保健指導の補助基準単価の引き上げなど、あわせて要望してまいります。

今後の国保会計への繰り入れについては、繰入基準に基づき行うとともに、医療制度や医療費の動向、国・府支出金の動向と被保険者の実態などを勘案しながら、安定的な国保事業の運営に慎重に検討を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、答弁をいただきましたように、基本認識といたしまして、財政の状況というのが、本年度の予算ベースで見えておりますと、約6,800万円の基金の取り崩しで、基金の残額が、あと6,700万円になるということにして、本来、基金というのは、流行病とかそういう事態が発生した場合の保険給付費が増大した場合の不測の事態に備える、そういう資金であるわけなんですけど、いよいよこの基金も底をついてきたというようなことで、一方では、医療費が年々増加するという中で、あとは保険税の値上げか、一般会計からの支援しかないというような状況になっておりますが、今の町長の答弁にありましたように、被保険者の今の生活実態を考慮して、本年度については据え置いたということですが、今後、国・府、そこら辺の支援といいますか、そういうことや、また、共同化の事業等にも積極的に今後推進をされていくように、要望しておきたいというふうに思っておりますのと、年々、今も言いましたように、保険給付費が増加する一方で、景気の低迷等で所得のほうも依然として伸びてこんという中で、厳しい運営が続いておるんですけども、それぞれの市町とも、毎年新年度の保険税率を公表されておるんですけども、国保会計の現状がどんな状況で、どのような基準で保険税率を決めたのかというような、そういう説明というんですか、加入者に対する町民にわかりやすく理解を求める、そういう説明というのがなかなか今までできてきていなかったのではないかなというふうなことを考えております。

そういうふうなことから、値上げのときだけ町政懇談会等で説明をするということではな

しに、やはり、ふだんからこの制度については、説明といいますか町民の皆さん方に理解を求めていくというのが必要だなというふうに考えておるんですけども、そういうことにつきまして、町長の見解をお聞きいたしますのと、あとは、もう1点は、年々、今も言いましたように医療費が増大してくるわけなんですけれども、保険税だとか一般会計の公費投入というのには限界があるわけですし、まずは基本的には医療費を削減していくというのが基本的、根本的な問題ではないかなというふうに考えております。

現在、町のほうでも特定健診だとか保健予防等々に力を入れていただいておりますし、また、ジェネリックの医療費の利用促進についても力を入れていただいておりますけれども、なかなか一長一短に医療費の削減といいますか、それには結びついていかんというのが実態です。

そういう中で、淡路島のある町では、ちょっと前の話ですけど、「達者で長生きの町」というようなスローガンを掲げまして、町ぐるみで健康づくり事業を推進してきたというようなことで、先進的な事例があるわけですし、長い目で見ての医療費削減でしたけれども、そういう中で一定の効果を上げてきて、保険料も下がってきておるというようなことで、全国から視察も相次いでおるということで、私たちも行った経過もあるわけなんですけれども、基本的にはそういう、目先のこともですけども、やはりそういうふうに保健予防というのですか、健康づくり事業というのが、これから大変重要になってくるというふうに思いますし、それが元気な京丹波町をつくっていく元であるというふうに考えておりますけれども、そういう点につきましての、町長の見解、思いがありましたらお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全く、ある種同感のご質問というかご意見を伺っているなと思っておったんですが、誰ひとりとしてよう効く薬があるさかい言って、毒をあおる人もないわけだし、よい手術をしてくれはる人が来てくれはったさかいいって、がんならはる人もないわけで、やっぱり、楽しく毎日を過ごしてもらうための施策を、私は言葉でも多少の金額でも、この3年間一生懸命やってきたつもりでおります。本当に、健康第一だということです。

意外と、錯覚してはるのは、何かせんなん、せんなんという強迫観念的な私ら世代、私よりももっと若い人でもそういう考えをお持ちなんですけれど、そうじゃなしに、人生を豊かに過ごすという視点で、要望をしてもらったらよいんやないかという話も、率直的にします。最初、意外に思いはるかもわからんけど、そんなことするぐらいなら、グラウンドゴルフして楽しんでるほうの方がよいでとかいう意味で、全てそうしたことが医療費抑制につながると思っておりますので、これからも自分もそう思っているし、山内議員がおっしゃったこ

とも、全く同じ思いですので、これから医療費があんまり高くないように、町政運営をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 続きまして、子育て支援の関係でお尋ねをしておきたいというふうに思います。

昨年8月に保育所、幼稚園、認定こども園の拡充といいますか、そういうことで子育て環境の充実を図ることを目的に、子ども・子育て関連三法が公布をされたところであります。

京丹波町においても、来年度から子ども・子育て支援計画を策定をするということになっておりますが、法律の施行により拡充が予定される施策についての京丹波町の現状と課題、そして取り組みの方向性について、お尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 子ども・子育て関連三法の成立に伴いまして、来年度に示される国の基本指針を踏まえ、平成26年度に子ども・子育て支援に関する事業計画を策定することとしております。

本町といたしましては、この策定に当たりまして、幅広く町民の皆様の声を反映させることが重要であることから、幼稚園、保育所関係者や、保護者代表、学識経験者などを構成員とする「京丹波町子ども・子育て会議」を来年度に設置する予定といたしております。

本町における取り組みや方向性につきましては、教育、保育に関するニーズ調査の実施や「子ども・子育て会議」での議論を踏まえまして、本町に即した子育て支援施策となるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今言いました子ども・子育て三法ですけれども、この法律というのが消費税率の引き上げ、これを財源としてされるもので、平成27年度の施行というのを想定をされておるようですが、本年度の町の主要施策では、幼保一元化の取り組みというのを推進するというのをされておりますが、具体的に下山分園のあり方も含めて、検討課題になるというふうに考えておりますが、具体的に本計画にどのようなことを盛り込み検討されるのか、改めてお聞きいたしますのと、あと実態調査をこれからやっというふうなことで、その内容について、もし、現時点でわかっておればお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） ただいまの議員さんのご質問の件でございますが、今後につきましては、下山分園の今後のあり方、町内にございます保育所の老朽化等も含めまして、それに京丹波町独自の短時保育事業等がございますので、町全体の中でどうしていくかということも含めまして、少子化がどんどん進んでおります。そのことも勘案しながら考えていきたいというふうに思っております。

実態調査につきましては、まだ、国のほうから、まず、今現在、町のほうへ逆に内容等の調査がございまして、モデルを実際にしたのを受けまして示すという方向でございます。町は、国の独自のニーズ調査プラス、町としての必要な項目も加えて調査の内容をこれから進めていくという状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 現在、平成26年度末までの次世代育成支援の行動計画というのが樹立をされておるわけでして、その計画に沿って現在、子育て支援計画を進めておるんですけども、そうなりますと、この計画、関連三法の関係との整合性というのがどうなるのか、同じく法定で定められた計画ですので、そこら辺のあたりどうなるのか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 現在、次世代、後期の行動計画でございますが、平成26年度末までの、平成27年度3月までの期限で計画のほうを、2月に町としまして、中間の計画の推進状況を委員さんに検討いただきまして、今後、平成26年度末まで進めていく、進めていながら国のほうも平成27年移動移行につきましては、次世代も含めて、国は次世代をそのまま引き続き推進しながら、子ども子育て支援事業計画のほうへ移行していくという形になっております。

次世代の支援対策法に基づく計画につきましては、一部事業所の計画がございまして、次世代につきましては計画が残っていくのは、今のところはっきりとは示されていないんですけども、ワークライフバランスの促進ということで、一般特定事業の計画もございまして、それが、次世代支援のほうで残っていくと。町につきましては、子ども・子育てのほうの計画のほうへ随時移行していくというふうになっていくということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） わかりました。続きまして2番目に、高校生の通学交通費の支援につきまして、教育長、また町長にもお尋ねをしたいというふうに考えておりますが、現在、高校への進学率98%を超える状況という中で、各学校とも生徒に合った高校を選択できるようにというようなことで、また、入学後も生徒の個性を十分に伸ばすことができるように、特色ある学校づくりに努められております。

そのような中で、生徒につきましても自分の興味だとか、関心、進路希望に応じて科目を選択し、さまざまな分野の学校へと進学をされております。

私たちの時代ですと、地元の須知高校への進学がほとんど8割、9割というような状況でありましたけれども、現在、須知高校への進学が、聞いておりますと50%を切っておるとい状況の中で、多くの生徒がほかの市町の高校へ通っておる、そういう実態もあります。

そこで、京丹波町のような交通不便地域では、毎月の通学費が大きな家計負担となっております。他町への通学する生徒の保護者からは、少しでも援助をしてほしいとの声が聞かれております。

そこで、教育長にお尋ねをしたいというふうに思っておりますが、直接義務教育ではございませんので、教育長にお聞きするのが申しわけない面もあるわけなんですけども、府教委の関連もありますので、わかる範囲でお答えをいただきたいというふうに思っておりますが、1点目には、各中学校区から高校への進学しております通学生徒の、それぞれの人数と割合につきまして、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 近年、京都府内の中学生の高等学校等への進学率が、先ほど議員のご指摘のとおり98%に達しております。生徒一人一人の能力、適性、あるいは興味、関心、進路希望などが一層多様化しているのが現状でございます。

ご質問の各中学校区から高校へ進学しております生徒の人数と割合についてであります。平成24年5月1日現在、全体で481人が進学しております。各中学校区別では、蒲生野中学校区から229人で47.6%、瑞穂中学校区から155人で32.2%、和知中学校区からは97人で20.2%というふうになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、お聞きしましたように、4割強ぐらいの方が他町の方へ進学をされておるといような状況なんです。2番目に、それでは他町から須知高校へ進学されておる生徒の人数、割合につきましても、わかりましたらお答えをいただきたいというふう

に思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 須知高校へ他の市町から通学されている人数と割合についてであります。須知高校から提供いただきました資料によりますと、平成24年5月1日現在、全校生徒が299人のうち、他の市町から通学されている生徒の数は、83人で全体の27.8%というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） それぞれご答弁いただきました。須知高校への入学が27.8%、30%弱というような状況を聞いております。

それでは、3番目に他町へ通学をされておる方のうち、最も通学距離があって通学費用の高いのは、どういうケースがあるのか、お尋ねをしておきたいというふうに思いますのと、また1カ月の交通費につきましても、大体どれぐらいになるのか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 通学費の件でございますけれども、自宅から最寄りのバス停とか、あるいはJR駅まで自家用車で送迎されていることも多いことから、全体のケースは把握しておりませんが、例えば、桧山からJR園部駅を経由して亀岡へ通学されている場合は、JRバスとJR電車の定期代金は、合わせて1カ月で3万1,410円というふうになっております。

ちなみに、バス代のほうが桧山から園部までで1カ月2万6,160円、それからJR山陰線の園部亀岡間が1カ月の定期代が5,250円、これも足しますと1カ月3万1,410円と、こんなふうになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、聞きましたように、大変高額な交通費になっておるといような実態なんです。京都府のほうでも、公立学校の生徒への通学費補助金、そういう要綱を定めておまして、それによって一定の金額以上の場合には支援をしようということ。当然、これにつきましても、所得制限もあるわけですが、そういう制限をしながらも、そういう補助制度をつくっておられますが、改めて須知高校生の受給者数が何人か、わかっておればお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 京都府が実施をされております、京都府公立高等学校生徒通学費補助金の受給者につきましては、府教育委員会の資料によりますと、京都府全体で91人、そのうち須知高校生については28人というふうに聞いております。

なお、京丹波町在住の須知高校生では、この補助金を受けている生徒はいないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 現在、高校の授業料につきましても、無料ということになっておりまして、また、来年度以降見直しということも言われておりますけれども、そういうような中で、授業料よりも京丹波町のような交通不便地域では、通学費に今もありましたように、毎月3万円以上かかっていると、このような実態の中で、少しでも支援をしてほしいという、そういう声があるのが実態であります。

高校生の1日の生活サイクルを聞いておりましても、朝一番に家を出て、帰りの時間を気にしながらクラブ活動等にも頑張っておると、こういう大変なハンディがありながら学んでおる高校生を、町としても独自に通学費の助成制度を創設するなどの、そういう支援をすべきというふうに考えておりますし、義務教育を終えて大いなる可能性を秘めた生徒が、全国といますか、それぞれの方向に巣立っていくということで、それらの生徒を支援していく、そういうことがこれから将来へのまちづくりにもつながっていくんじゃないか、必ずや生きてくるんじゃないかなというふうに考えておりますが、そういう点につきましては、教育長の率直なご意見をお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） ご指摘のとおり、町外の高校に通学されている場合に、保護者の皆さんには、本当に通学費に大きなご負担をいただいているというふうに思っております。

ところで、朝早くから夜遅くまで勉強やクラブ活動に励んでいる高校生を見ますと、本当に頼もしく、また将来、この生徒たちが町を背負っていつてくれるものと信じております。

現在、高校生の皆さんには、一定の条件はございますけれども、先ほど申し上げました京都府の通学費助成事業や、また、さまざまな援護制度を活用いただいておりますし、また、本町も独自のバス利用促進助成や、あるいは育英金の支給などで支援をしているところでございます。

今後とも、高校生の皆さんには、町のいろいろな事業やイベント等にも積極的に参加をい

ただきまして、こうした取り組みを通して地域とのきずながより深まり、ふるさとに心を寄せる、こういった気持ちが将来のまちづくりに大きな原動力となってくれることを願っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 次に、町長にお尋ねをしておきたいというふうに思うんですけども、現在、町では須知高校生を対象にした通学費補助を行っておりますけれども、町営バスの利用促進という観点からの補助制度というようなことも聞いておるんですが、そうではなくて、町内に居住しておる遠距離通学を行う高校生全てを対象とした通学費の一部補助について、京都府下でもいろいろな市町村で、そういう実態といたしますか、補助枠もつくって一定の支援をされておるといふようなこともありますので、ぜひ、通学の実態というの、もう一度調査をしていただいて、実施に向けて検討をしていただきたいというふうに考えておりますけれども、町長の見解をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、須知高校を応援したいという気持ちで一つの制度をつくりました。全体については、将来は別として、現在は考えておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、町の方でも須知高校へ支援をとということでされておるんですけども、一方、須知高校へは、今も答弁がありましたように約3割の生徒がほかの市町村から通学をされております。

現在、須知高校、ご承知のとおり産官学のそういう連携でもって、ほかの学校にはない魅力のある学校として注目を浴びておるといふのも実態でありますし、もっと多くの生徒の皆さん方に入学をしていただいて、京都府下に誇れる学校となってほしいなということ願っておるところでございます。

そういう観点から、町内に在住の生徒だけでなく、ほかの市町村から通学されております、そういう生徒にも通学のそういう補助をするなど、今までにも増して支援をして、大いに須知高校のPRをしていきたいというふうに考えておるんですけども、改めて町長の見解をお聞きして、私の質問を終わりといたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 将来検討をするとしても、現在は考えていないということであります。

○議長（野口久之君） これで、山内武夫君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。10時55分まで。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、小田耕治君の発言を許可いたします。

小田君。

○1番（小田耕治君） 小田耕治でございます。ただいまより通告書に従い一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

最初に、多くの方々が死傷され、大切な家族や財産、日々の生活をも飲み込んでしまった大地震と大津波が2年前の3月11日、今日発生しました。地盤が沈下し戻ることができない住宅地、被災時のままの状態に残っている道路や鉄道、海水が入り耕作できない農地、多くの課題を残しているがれきの処理、復旧・復興はこれからであります。ましてや、原子力発電所の事故対応は終息の見通しさえ立っていないのが現状であります。家族や友人、知人を失った悲しみに加え、家や仕事、住んでいた地域さえも失い、移転先も決まらない、先の見通しが立たない多くの人々のことを思うと、限界に近い状態におかれている被災者の心の問題は非常に大きいと思います。

復興の動きがはっきりと目に見えるような状態、先が見通せる状態にすることは何よりも大切であります。住まいの見通しが立ち、日常の生活が保障される、このことが基本であり、一日も早く被災した人々が希望を持ち、前向きな気持ちで復興に立ち向かえる、そんな施策の展開を願うものでございます。

それでは、先に通告しました平成25年度施政方針について、国民健康保険事業の運営について、地域振興拠点整備事業について、公営企業会計の基準見直しについて、以上4点について質問をします。

まず1点目に、平成25年度施政方針について、町長にお聞きをします。

町長は、定例会初日に、私の任期4年を物語の「起承転結に例えるなら、今年は結の年となり、安心・活力・愛のあるまちづくりの第一話を完結させる年と考えている」とし、それぞれの分野において積極的な内容の方針を述べられました。

行政は継続であり、それぞれの分野における方針、事業は、単発で終わるのではなく、将来につながり、継続して続けていける事業計画、財政計画でなければならないものであり、第二話に続けていかなければなりません。

施政方針の最後に、「これらの施策の実現には健全財政の維持、確保が不可欠であります」と述べられています。また、「増え続ける社会保障費、経費の財源確保も懸念されるところである。さらに、平成27年度までの合併特例期間の終了を見据えた一層の財政健全化対策が必要」とも述べられました。

平成25年度施政方針に示された施策、事業を将来にわたって継続可能なものにしていくためには、今、町長が思っておられる懸念を払拭するための対策、施政の方針も必要だと思います。

質問になりますが、合併特例期間終了後も住民サービスを低下させてはならないと思いますが、そのために今のうちに実施しておかなければならない施策、財政健全化のための具体策について、どのように考えておられるのかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成25年度に計上いたしました各種施策、あるいは事業は、いずれも住民の皆様の福祉の向上、また本町の将来の発展に向けた重要な施策であります。このため、施政方針で述べましたとおり、地方交付税の合併特例期間の終了を見据え、土地開発公社先行取得用地の債務解消や、町税等滞納対策の強化などを図り、持続可能な財政運営を図ることとしているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 増え続ける社会保障費の財源確保の問題についてお聞きをします。

社会保障制度の中には、生活保護などの公的扶助、社会福祉、医療、介護、年金などの社会保険、児童手当などがありますが、これらの制度、事業の運営に必要なお金は、主に税と保険料、そして当事者の負担で賄われることになっています。

すなわち、社会保障費が増加すると税金を社会保障費に配分し、同時に医療、介護などの保険料も上げていかなければ財源が確保できないことになります。

本町も国民健康保険事業、介護保険事業を運営しているわけですが、増え続ける社会保障、主に社会保険の財源確保について、どのような考え方を持っておられるのかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 社会保障関係経費の増加に伴います財源確保につきましては、少子高齢化に伴う我が国全体の課題であります。国において消費税収を主たる財源として、制度設計を検討されているものと考えておりますが、町の負担部分につきましては、先ほど財政健全化の具体策で述べたとおりでございます。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 将来にわたって住民サービスを低下させないために、今何をやっておかなければならないのか、医療保険などの社会保障をどう維持していくか、そのために限られた予算をどう配分するのか、これ非常に難しい問題だというふうに思っております。

本町が運営する社会保険であります国民健康保険事業も非常に厳しい財政状況になっています。

2点目の質問、国民健康保険事業の運営についてお聞きをします。

この問題につきましては、村山議員、山内議員からも質問がありましたが、私からもお聞きをいたします。

本町の国民健康保険事業の財政は、年々厳しくなっており、現在の国保財政の仕組みからすると、私は平成25年度は、税率の改正が必要になるというふうに思っていました。税率改正をせずに、国保財政の健全運営ができることになったことは、非常にありがたいことではありますが、次年度以降の財政運営方針を明確にしないままに先送りすることはできません。次年度以降に問題・課題を残さないための施政は必須であると考えております。

そこで、平成25年度の予算編成と、平成26年度以降の財政運営計画、保険税率の改正の基本的な考え方について、どう整理されたのかをお聞きします。

最初に、国保事業の平成20年度以降の単年度収支額と平成24年度の単年度収支の概算見込み額をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成20年度以降の単年度収支額につきましては、平成20年度では、マイナスの5,023万3,000円、平成21年度は1,263万1,000円、平成22年度は316万9,000円、平成23年度がマイナス3,983万2,000円という状況にあります。

また、平成24年度の単年度収支概算見込額につきましては、都道府県単位で実施しております高額医療費共同事業交付金等の伸びや、平成24年度12月診療分までの支出状況から3月補正時点では、マイナスの3,500万円から5,000万円程度と見込んでおります。

しかしながら、国保支出金等の交付率も未確定の状況にあります。医療費の増嵩等によりまして、今後とも収支が変動する可能性があるということでもあります。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 今、答弁していただきました単年度収支額ですが、この金額につきま

しては、広報で公表されました単年度収支と随分数字的に違うんじゃないかなというふうに思うんですけども、広報で示されました数字によりますと、平成20年度は7,000万円ぐらいの単年度収支の赤字、それから平成21年度、これ値上げした年なんですけれども、3,100万円ぐらいの黒字、それから平成22年度は1,600万円の赤字、それから平成23年度は4,000万円余りの赤字というようなことで広報されたわけございまして、この数字から見ますと、ここ3年間は保険税の値上げした平成21年度分の黒字分と合併前、旧町が持ち寄った基金、これを取り崩して財政運営をしてきたことになります。

保険料を値上げした平成21年度には、まだ2億円ぐらいの基金がありまして、平成25年度の予算編成内容は、平成24年度の補正予算編成時点ですけども、このときの残りの基金を使い切ってしまう内容になっているのではないかとこのように思っています。

年々増加する医療費、減少する国保税収入、残り少ない基金の中ではありますが、平成25年度の予算編成は、本当に難しかったのではないかとこのように推測をしますが、どのような方針、考え方で収支のバランスをとり、平成25年度予算の編成をされたのか、お聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 歳出の保険給付費につきましては、過去3年間の実績、あるいは伸び率をベースに国が示す方法により算出しました。

また、歳入については、平成24年度の補正予算の調整過程において高額医療費共同事業の交付金が当初見込みより増えると、予定していた基金繰入を少し減らせると見込みました。

また、平成25年度予算では、前期高齢者交付金が対前年比で約4,300万円伸びることが見込まれる、あるいは高額医療費共同事業交付金も約5,600万円の交付増が見込まれたところであります。

さらに、国保会計における事務費のうち、これまで繰り入れの対象としていなかったものについても、国から示されている通知と照らし合わせ、あるいは府内の市町村の状況等も研究した結果ですが、繰り入れ範囲を見直し、繰り入れを行うこととしまして、歳入予算を見積もったところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 平成25年度予算につきましては、さまざまな条件を考慮されまして、編成ができたということでお聞きをいたしました。

医療の高度化によりまして、高額療養費が増加傾向にあります。その中で、厚労省では、

高額療養費の自己負担限度を一定額に抑えるなど、高額療養費制度の大幅拡充が検討されているようであります。

本町においても、高額療養費が年々増加しているとの説明を受けていますが、その現状と今後どのように対応していく計画なのかを伺います。

予算の中で、保険給付費を療養諸費と高額療養費の項で分けて計上してありますが、そもそも高額療養費の定義とは何なのか、また、その高額療養費の中の一般被保険者高額療養費の動向がどのようになっているのかをお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高額療養費の制度ですが、医療費の負担限度額が被保険者の所得状況に応じて決定されまして、負担限度額を超えた場合には、その超えた分について保険者が支払いをする制度です。一般被保険者の高額療養費の動向としましては、年々上昇傾向にあります。平成24年度現在までの月平均は、1,029万7,000円で、前年度と比較しまして、1カ月当たり96万7,000円の増となっているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 一般被保険者高額療養費を支出するための財源内訳がどのようになっているのかをお聞きします。

同時に、今国で高額療養費の自己負担限度額を引き下げる検討がされていますが、自己負担限度額が引き下げられると、国保財政にどのような影響が出るのかをお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一般被保険者の高額療養費の財源につきましては、通常の療養給付費と同様に、対象医療費に対しまして、療養給付費負担金32%、財政調整交付金の国・府合わせまして13%が交付されております。

さらに、高額医療の共同事業におきましては、対象医療費から自己負担額相当額を控除した額の59%が交付されることになっております。

その他は、国保税など一般財源となってまいります。残余は関係住民課長から答弁させます。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 自己負担限度額の引き下げの制度改正が、もしされた場合につきましては、当然、保険者が負担する額が増えるということになってくると考えられます。

ただ、現在のところ、システム改修の費用対効果ですとか、国が持つべき、先ほど町長が

答弁されました負担率に係る国の財源の確保などの課題が解決されておられませんので、実際のところ、いつからそれが改正されるか明確になっておりませんし、本町の国保への影響額については、現在のところ算出ができない状況でございます。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 今、高額療養費の内容につきましてお聞きをしましたが、高額療養費の増加に対して、保険事業を運営していく上での対応策ですね、具体的にどんどん増えていった場合に、保険者としてどうしていくかというような具体策、対応策があるのかどうかをお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町だけが、今懸念されているような質問趣旨のような状況になるとは考えていないと、まずいうことですね。

したがって、そういう状況になったときには、京都府とか国に支援を仰ぐとか、制度改正を求めていくということになると思っております。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 国民皆保険の砦であります国民健康保険事業の財政運営計画についての基本的な考え方は、どのように整理されたのかをお聞きします。

まず、平成25年度は、大変厳しい経済情勢の中で、被保険者の負担を考慮し、保険税率の改正をしない決断をされたわけですが、今後の税率改正について、どのように考えておられるのかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、平成25年度におきましては保険税率は現状維持とさせていただきます。平成26年度も、しっかりと平成25年度の途中あたりから大体、平成26年度以降については、推測がつかますので、また皆さん方にお諮りしたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 平成25年度予算において、収支バランスをとるため、先ほども予算編成の中で答弁いただきましたけれども、一部一般会計からの繰り入れ内容が変更されていますが、一般会計からの繰り入れについて、どのように考えておられるのか、今後の一般会計からの繰り入れについて、どのように考えておられるのかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一般会計からの繰り入れにつきましては、従前より総務省通知に基づ

いて財政措置のあるもののみについて繰り入れを行ってきたんですが、当初予算編成におきましても、事務費について一部を繰り入れの対象にできる内容について精査を行って、平成25年度から実施させてもらいましたけれど、これ以上のこと、これ以下のことを考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 今後の財政運営計画について考え方をお聞きします。

国保会計は、ほかの会計のように収入にあわせて支出を考えるのではなくて、支出したお金を工面していかなければなりません。しかも、支出に制限はなく、支出額を想定し予算を組まなければならないという非常に難しい予算であるというふうに思います。予想を超える支出に対応するために、国保運営基金があり、基金として一定の財源を確保しておく、このことが国保財政の健全化であるというふうに思っています。現行法に基づいた国保予算の編成は、医療費の支出額を積算し、これから一定のルールに従って国庫支出金や、いわゆるルール分といわれる一般会計からの繰入金などの特定財源が算出され、その残りの財源が保険料、保険税ということだろうと認識をしております。

この保険料分が、先ほどお聞きしましたように単年度分で赤字になってきておりまして、基金、つまり預金を取り崩して賄ってきているわけですから、預金がなくなれば選択肢は一般会計からの繰り入れルールを新しくつくるか、保険税率を改正するか、あるいはその両方を同時に行うか、選択肢は限られているというふうに思っております。

国の財政支援の強化や事業運営の広域化などの抜本的な制度改正が待たれるところではありますが、現行の仕組みの中で運営するしかないというふうに思います。今後、国保財政をどのように運営されていく考えなのかをお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おっしゃったとおりだと思っています。国の現行の制度の中で申しますと、安定的な財政運営を、まず目指します。一方では、被保険者の状況を十分把握しまして、被保険者に一番合った事業運営の、市町村国保には求められているということでありませぬ。

したがって、被保険者の皆さんには、国保税の納期内納付について、一層の協力を呼びかけるとか、そうしたことで財源を確保するとともに、被保険者の疾病構造等を踏まえて健康づくり事業や疾病予防、重症化予防を町民の皆さんと一緒に取り組んでいくことが大事だと考えております。

そうしたことで、京都府や府内市町村との連携によりまして事業運営の共同化、あるいは効率化を今後とも積極的に図っていく、そうした要望も展開したいということでもあります。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） ただいま答弁をいただきましたが、基金を使い切った状態に近い今、税率の改正で赤字分を埋めていくことは不可能に近く、一般会計からの繰り入れルールを見直す以外に、今後の国保財政健全運営のための選択肢はないというふうに私は思います。

町長に秘策があるなら別ですけども、このことをルールづけしておかないと、平成25年度以降の国保事業の執行に影響が出てくるのではないかというふうに思います。

一つには、平成25年度予算は、一般被保険者の保険税収入を収納率93.5%で試算されたというふうにお聞きをしました。国保特有の保険税の算定の考え方からしますと、未収と予測される6.5%分、これは93.5%の被保険者が負担するという考え方のもとに税率が計算されていくというふうに思っています。

この6.5%分は、一般会計で負担する、このことは町民の皆さんにも理解が得られるのではないかというふうに思います。

二つ目には、先ほどお聞きをしました増え続ける高額療養費であります。所得200万円以下の階層が90%以上を占める国保の被保険者でありまして、負担にも限度があります。先ほど来、町長がおっしゃっていますように、被保険者の状況をよく考えないかんとということで、まさにそのことであろうというふうに思います。町全体として高額療養費の一部を支えていく、このことも理解が得られるのではないかというふうに思います。

国民皆保険を守っていく手段であると思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私自身は、今、小田議員がおっしゃったところまで考えていなかったんですが、そういう理解が得られるん違うかというてご提案いただいた2点、未収分とか、あるいは高額医療費ならある程度はという一つのご意見は、今後、私自身の国保運営の上で生かしていきたいというふうに思いました。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 国保会計は、本算定というのが行われます。そのときに改めて一般会計からの繰り入れルール、今一部提案もさせていただいたんですけども、その内容をよく検討していただいて、一般会計からの繰り入れルールそのものを見直して、やはりこれだけは財源の確保をするというふうな形をつくるべきだというふうに思います。

先ほども申し上げましたように、支出を制限することができない会計であります。基金を

全て使い切った予算であるということは、非常に問題でありまして、予想を超える支出に対応するために、一般会計の中で一定の財源を確保しておく必要がございます。このことが国保財政の健全化だろうというふうに思います。

税率改正をするのなら、次年度の予算編成にかかるまでにやっていくこと、これが必要でありまして、今までで言いますと、3月の最終の次年度の予算が提案される時点で税率改正云々の話が出てきますけども、これでは私は、ちょっと時期が遅いというふうに思います。一般会計の繰り入れにつきましては、その年その年の一般会計の財政事情で繰入額が変わったんでは国保財政は安定しない、これは先ほども申し上げましたとおりでございます。はっきりと、どの部分に繰り入れするか、これは重ねてになりますけども、ルール化が必要だと思います。

先ほど申し上げました税率改正の必要が出てきた場合の話ですけども、やはり、せめて9月、あるいは12月の時点では、税率改正をするかしないかの判断をして、その内容について十分住民の皆さんにも周知して平成26年度の予算というように形にしていくべきだというふうに思いますが、町長の所見を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成26年度で、税率改定が必要になるなというのは、大方今言うてもらったとおりだと思います。9月ぐらいにある程度判断せんなんと思います。そのときには、率直に被保険者に皆さんに、しっかりと説明をして理解を求めるということが大事だと思います。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） ぜひとも、そういう形で国保財政健全化に向けての取り組みを進めていただきたいなというふうに思います。

それでは、3点目の地域振興拠点整備事業についてお聞きをします。（仮称）「ハイウェイテラス・京たんば整備事業」の実施方針、維持管理、運營業務に係る要求水準書が策定されまして、ホームページでも公表され、事業者選定も始まっています。今後、どのような計画で事業が進んでいくのか、どのような形で維持管理や運営をされていくのか、地域振興拠点施設としての機能を十分発揮させるため、どのような維持管理、運営の要求水準書を作成したのか、また、地域振興拠点としての目的に沿った運営ができているかどうかを、どのようにして把握していく方針なのかなどについてお聞きをします。

総額18億円余りの予算で事業が進められている地域振興拠点施設であり、町民の多くの皆さんがこの事業に参加でき、町の活性化につながっていく施設にしなければなりません。

そのためには、この事業の内容そのものを町民の皆さんにしっかりと理解していただくことが本当に大切だというふうに思います。

特に、今回の事業は、施設整備の費用、18億円余りは町が出して、施設の設計、施工、運営、維持管理は全て民間の事業者が行うことになっています。施設の整備、維持管理、運営、事業者の選定、今後のスケジュールなどについて伺います。

昨年12月の一般会計の補正予算で、拠点施設の用地取得に関連した補償費ということで9,000万円近くの追加補正がされました。現在の用地取得の進捗状況について、お聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、用地契約を進める前段階としまして、土地収用法に基づく事業認定手続と税務署との事前協議を進めております。

なお、用地契約は3月上旬から順次進めているところであります。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 個々に契約中ということで、答弁いただけない内容でしたら答弁していただかなくても結構ですけれども、取得した用地の面積と取得に要した費用は幾らだったのかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 先ほど町長の答弁にもございましたように、事業の認定の公告を受けまして、随時用地契約に入ったところでございます。

今、税務署の協議も含めまして、用地の買収に入らせていただいたところでございます。以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 事業者選定手続の進捗状況と事業者は、どのような方法で決められるのかをお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、事業者から提出されました提案書の内容について、事業者選定委員会において審査を行っております。

なお、事業者の決定方法につきましては、提案書と入札価格の評価点の合計が最も高い事業者を落札者とする一般競争入札総合評価方式を採用しているということでもあります。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 今まで提示されております内容からいきますと、総合評価一般競争入

札で、設計建設工事の管理業務、維持管理業務、それから運營業務、合わせて予定価格7億4,700万円、最低制限価格は設けないということで、現在進められているというふうに認識をしているわけですが、維持管理運営の要求水準書の内容についてお聞きをします。

施設の維持管理を適切に行っていくのは当然であります、町民の民さんが事業に参加していくためには、何と云っても施設の運営方法、これが大切であります。具体的に、町民の皆さんがどのような形で事業に参加できる要求水準書になっているのかをお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本施設は地域振興を図ることを目的とする施設であり、運営に当たっては地域の人々と交流を楽しむほか、京丹波町及び丹波地域全体の魅力の情報発信、あるいはおいしい地域農作物の提供等ができる施設運営を求めています。

具体的な方策としましては、特産物販売施設では、取り扱われる商品は、主として本町の産物であることとし、それ以外の産物を取り扱う場合は、京都府内の産物とするように配慮することを求めています。

また、地域で生産されました農作物や加工品の販売委託を受けるために、出荷者協議会の設立も求めています。

飲食施設では、地元で生産されました食材等により、本町の特徴となる食事を提供すること、あるいは交流広場では、農林水産物の販売促進や、地域振興につながるイベントを年3回以上開催すること、地域情報発信センターでは、本町の観光スポットや特産品、あるいは町内の既存の道の駅のお勧め情報等、町内及び丹波地域の魅力を伝えることを求めています。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 事業者が出荷者協議会を設置して運営するというふうな形になっているんですけども、そもそもこの施設で販売する商品などを出荷、あるいは販売することができるのは誰なのか、どのようにすれば出荷販売することができるのか、また、誰が出荷者を選定するのか、どういうルールになっているのか、その点、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 出荷者協議会につきましては、事業者の提案をいただいた中で、具体的には決めていくわけなんです、まず、出荷者協議会に会員としてご参加いただいて、その協議会の中で作物を出荷するもの、加工品なり農産物があるかと思うんですが、その製品について協議会の中でご協議をいただいて、良質な作物を安定的に供給ができるよ

うにということで、協議会のほうを設置することとしております。

参加できますのは、京丹波町内、また近隣の府内の市町村の多くの方にご参加いただいて出荷者協議会は運営していきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 現在の道の駅の仕組みとほぼ同じというふうに考えたらいいかどうかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 現在の道の駅の仕組みと、ほぼ似た形になるかというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 平成25年度以降の事業予定、これからどういうスケジュールなり、計画で事業が進んでいくのかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 施設の設計建設工事請負契約や指定管理者の指定につきましては、平成25年6月議会に上程する予定にしております。

平成25年度に施設設計を行い、平成26年度より建設工事を行うこととしております。

また、施設の供用は、平成26年度の京都縦貫自動車道の供用と同時にするを目的として進めております。

造成工事につきましては、国土交通省が盛土の前段階の地下排水工や仮排水工に着手し、他の工事箇所からの土砂搬入が始まる予定になっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 今から考えておかなければならないことだというふうに思うんですけども、地域拠点施設の施設設置、維持運営に係る財政負担、それから事業効果などの経営状態をどのような方法で把握していく計画なのか、その方法をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 施設設計に係る全体事業費は18億2,500万円を予定して、まずあります。施設設計、建築外構工事費については、7億8,435万円を予定価格として入札公告、既に行っているところです。

維持管理に係る財政負担につきましては、地域振興拠点施設、その周辺の外構、広場、駐車場、法面、道路、散策路等の維持管理費用については、事業者の収益の中で賄うこととし

ております。

事業効果や経営状況の把握につきましては、町がモニタリングを行いまして、設計、建設、運営、維持管理の各段階において要求水準書や提案書の内容が満たされているかチェックすることとしております。

また、事業者は、年度ごとに経営状況等について、会計士等の監査を受けたものを報告することを求めています。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 今回の事業は、先ほど来申し上げますように、施設整備の費用18億円余りは町が出して、施設の設計、施工、運営、維持管理は全て民間の事業者で行うことになっておりまして、町としても初めての契約内容でございます。しかも、契約期間は施設を引き渡してから15年間という、非常に長期間になります。施設は、事業者引き渡しても、事業の運営については、町の方針や町民の意見が反映できる仕組み、これは絶対必要だというふうに考えます。

また、18億円という多額の資金を投入しての事業でありまして、この事業を一事業としての財務管理も必要と考えますが、町長の所見をお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一事業として財務管理すべき、そうだと思います。長期にわたっての管理になりますので、そういう意味で、これから指示してまいりたいと思います。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） それでは、4点目の公営企業の会計基準の見直しについてお聞きをします。

地方公営企業会計制度が改正されまして、平成26年度予算決算から新基準を適用することになっておりまして、京丹波町病院事業会計では、新基準に移行するための予算も設定されています。

また、普通会計におきましても、行政改革の推進を目的として、発生主義の活用及び複式簿記の考え方を取り入れた財務書類4表が作成され、公表されています。複式簿記の適用と活用について、お聞きをいたします。

法的に、あるいは国の指導などによりまして、複式簿記に移行しなければならない会計は何なのか、また、移行を考えている会計があるのかどうかをお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 公営企業法の適用となる企業会計につきましては、本町では京丹波町病院事業会計のみであります。その他、水道事業会計と下水道事業会計について、検討していきたいというのが現状でございます。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 京丹波町病院会計で会計基準見直しに伴う経費、これが先ほど申し上げましたように12月議会で補正されましたが、財務書類そのものがどのように変わるのか、中身がころっと変わるのか、具体的にどのようなところが変わるのかをお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） このたびの地方公営企業法と地方公営企業会計基準が46年ぶりに大幅改正されまして、新会計制度が平成26年度当初予算、決算から適用されることとなります。

今回の改正は、会計基準そのものを現在の民間企業の企業会計や、地方独立行政法人の会計基準に近づけるという趣旨があります。もう一つが、地域主権改革の流れの中で、地方公営企業の経営の自由度を高める一方、経営状況の透明性を高めるという趣旨のもと、改正が行われるということであります。

非常に多岐にわたる改正ですが、その中で大きな改正ポイントは、7項目あります。

具体的には、借入資本金を資本から負債に計上する、みなし償却制度を廃止しまして、長期前受金を計上する等があります。これらを大きく見ると、資本制度の見直しにかかるものであり、損益計算書で見る、あるいは経常収支にはさまざまな影響は見られませんが、資産、負債、資本等の財務諸表、いわゆる貸借対照表への影響は高いといわれております。

最終的には、本改正は経営の抜本的改善につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 今回の改正が、経営の抜本的改革につながるというお話でございました。

普通会計でも行政改革の推進を目的として、財務書類4表が作成され、公表されていますが、今後の行政改革内容、課題等は見えやすくなったのかどうか、また、この財務書類をどのように活用される計画なのかをお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 財務書類4表につきましては、財政活動を包括的なコンパクトに開示するための一つの方法として考えられております。

したがいまして、現状におきましては、行政改革大綱の数値目標であります経常収支比率80%台及び実質公債費比率18%以下を今後とも維持していくこととしており、合併特例期間の終了を見据え、引き続き一層の行財政改革が必要と考えております。

さらに、今後の課題であります公共施設の更新等につきまして、現在、調査、研究している状況にあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 普通会計の中でも、ケーブルテレビ事業や、先ほど申し上げました地域振興拠点整備運営事業など、個別に財務処理を作成し、現在の収支状況を明確化するとともに、設備改修に必要な財源確保などを図っていくべきだというふうに考えます。

ケーブルテレビ事業、あるいは先ほどは一つの事業として考えていくという答弁をいただいたんですけども、ケーブルテレビ事業などを、一事業と考えて財務管理していく考え方はないかどうかをお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現状におきましては、財務書類4表を事業別に細分化した形で作成することは考えておりませんが、それとは別個に、特定事業について費用対効果の分析や、設備更新等に係る将来的な財政予測を行うことは大変重要なことだと考えております。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 改修関係にかかる費用とかを計画的に確保していく、このことは非常に大切だというふうな趣旨の答弁をいただいたわけですけども、本定例会に過疎債を活用して事業に必要な財源を確保するための基金条例が提案されていますが、一つの事業を進めるための大きな財政面での計画であり、これから進めようとする事業計画のための必須条件だなというふうに思います。

先ほど申し上げましたケーブルテレビ事業なども、明らかに近い将来に大きな設備の改修が必要になります。設備の改修計画をしっかりとつくり、その財源を確保していくことは、これは必要なことだというふうに思います。そのためにも、ケーブルテレビ事業を一つの事業として、財務管理していくことが必要と思いますが、改めてお聞きをします。

それと、5点目の質問になりますけども、水道事業、下水道事業などは、返済しなければならない地方債や今後改修が必要になる設備を非常に多く抱えています。法的には、地方公営企業会計適用の範囲外ではありますが、今後の設備改修に必要な費用を含めた事業計画や、財源確保の手法を明確にしていくべきだというふうに考えます。京丹波町では、水道、下水

道とも、一事業に既に整理をされており、公営企業会計適用も可能というふうに考えますが、近いうちにそういう形に移行する考えがないかどうかをお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほどの過疎債を使っての基金積立ですが、今回積み立てたのは、不要施設を撤去することに柔軟的に活用したいという思いですが、今、お示しいただいたことも検討してまいりたいと思います。

また、上水道は、現在実施しております統合簡易水道事業におきまして、丹波瑞穂地区、あるいは和知地区の両地区ともに、平成28年度完成を目指して進めております。ご質問がありました施設改修につきましても、今後、施設の老朽化に伴いまして、長期的な事業計画策定や、補助金制度等財源確保の研究もしていきたいと考えております。

また、下水道につきましても、平成25年度で集合処理区域内の整備が完了する予定であります。今後は、施設の健全な運営を図っていくために、財源確保の研究をしながら、長寿命化対策など、計画的な改築を進めていきたいと考えております。

先ほど、公会計の話のときに、水道事業、あるいは下水道事業について、検討していきたいというふうに答弁しておりますので、以上でございます。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 先ほど来、病院会計事業を含め、今後の計画についてもお聞きをしました。

6番目の質問については、省略をさせていただきたいというふうに思います。

京丹波町の職員や、私たち議員、また町民の皆さんも、複式簿記を見なれている人は、そんなに多くはないというふうに思いますが、最近、複式簿記の考え方がクローズアップされてきたように思います。その背景には、単式簿記では読み取れない財務状況を明確にし、財務管理や行政改革を推進していくことにあるというふうに思います。

普通会計の財務4表も、ホームページで公表されています。しっかりとした財政基盤のもとで町政が運営されることを期待しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、小田耕治君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。1時半まで。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時30分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、森田幸子君の発言を許可します。

森田君。

○14番（森田幸子君） 14番、森田幸子です。今日、3.11東日本大震災で尊い命をなくされた全犠牲者の冥福を心から祈ります。

それでは、平成25年第1回定例会における私の一般質問を通告に従いまして行います。

1番目の安心・安全な学校教育環境について（1）大阪市立高校で、バスケットボール部の主将の生徒が体罰を苦に自殺した問題を発端に、体罰問題が相次いで表面化しています。問題なのは、大阪の高校バスケ部での体罰情報は、2011年9月に市の公益通報窓口を通して市の教育委員会に寄せられていたのに、高校は顧問の否定的な言い分をうのみにして体罰はなかったと結論づけたこと。

また、自殺前日の練習試合では、副顧問ら教員二人が、近くで顧問の体罰を目撃していたにもかかわらず、教員二人とも、恩師であり上位である顧問に、異論を挟めなかったということ。これでは体罰情報が闇から闇へ葬られていたというほかありません。

文科省の統計に、あらわれぬ水面下の体罰は想像以上に多発しているのではないのでしょうか。いじめと同様に徹底した全国調査が必要です。スポーツの現場で体罰や暴力的指導が横行している現実に胸が痛みます。体罰を情熱や熱血とすりかえ、教育を放棄してはなりません。大阪の男子高校生の死を無駄にしてはならないという強い決意で以下の点についてお伺いいたします。

1. 大阪のバスケ部に励んでいた高校生が自殺した事件について、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 部活動指導中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺という大変痛ましい事件が発生をいたしました。

体罰は、学校教育法で禁止されている決して許されない行為とっております。

児童生徒の人格や尊厳が著しく傷つけられる体罰は、決して許されるものではなく、ましてや体罰が原因で尊い命が失われるようなことは、理由のいかんを問わず決してあってはならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 次に、教育委員会に情報が入り、高校の体罰はなかったの報告で済まされていたことについて、また、副顧問ら二人の教員が現場を見ていて異論を挟むことができなかったことについての、教育長の考えを再度お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現にそういった行為があった、あるいは他の関係者も見ていたということで、それが実際にあらわれてこなかったということについては、本当にこの教員自身の人権感覚の欠如、あるいは、その行為がひいてはそういった大きな自殺という大きなことに結びついていくような、そういう教師の見抜く力が非常に欠けていたというふうに思っております。

やはり、子どもにとってみて少しのことが、あるいは大人にとって、教師にとって、本当にささいなことでも、子どもにとってみたら重大な心なり、あるいは心身ともに傷のつく行為ということもございますので、そういった行為については、本当に教師自身が人権感覚をしっかり磨き、もっと注意する必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） ありがとうございます。高校の教育委員会に情報が先に入り、また、高校の体罰はなかったとのみにした教育委員会での報告であったことについては、本町の教育委員会としては、高校の体罰をうのみにした報告をそのまま受けて、教育委員会としては、今後どのような対策をとられるとお考えになりますか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） そういった行為が教育委員会に、仮に報告があった場合は、やはりしっかり事実を確認し、そして体罰は決して許さないということは、学校教育法でも禁じておりますので、その法にのっとり、あるいは人間としてしっかりこれは対応すべきだったというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） そうしたら、教育委員会としても、学校からそういう報告があっても、やっぱりほかに情報があつたら、実態調査というものはしなくてはならないという、今の教育長の答えでよろしいですね。

それと、副顧問ら二人の教員が、顧問に異論を挟むことができなかったということは、私も、校長先生に私の息子が、中学のときに半分以上不登校で悩んでいたときに、今の校長に助けていただいた大恩があります。そのときは本当にうれしかったし、子どもも今は成長して頑張っていて働いて社会人となっております。そんな大恩の先生に、何か異論があつたら挟む、それは本当に人間として子どもを守るために、どんな恩があつても、上司であってもそれは

正していかなければならない、まして教師の立場にいた教員の方にとっては、これは本当に心していただきたいと思います。

2番目、学校教育法では、学校現場の体罰は禁止されていますが、本町の実態調査はされたのか、また、実態はどうかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど、議員ご指摘のとおり、体罰は学校教育法で体罰は加えることはできないと規定しているところでございます。

今回の事件を受けまして、改めて教職員の児童生徒への指導のあり方が問われております。

こうした状況を踏まえまして、国より体罰禁止の徹底と、体罰に係る実態調査の依頼を受けまして、臨時の校長会を開催いたしまして、体罰がないかなどの実態を把握するために、教員への聞き取り、また児童生徒への聞き取り、また中学生については、アンケート調査を行うこと、また保護者につきましては、協力依頼の文書を出すように指示したところでございます。

現在、集約中でございますけれども、この結果を踏まえ、体罰根絶に向けた取り組みを徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 3番目があるんですが、ちょっと抜かして2番のいじめの問題にいかせていただきます。

昨年12月、いじめを受けていたとみられる私立中学校に通う女子生徒が特急電車で飛び込んで死亡した事件も記憶に新しいです。

子どもの命を守るため教育現場はもちろん、社会を挙げていじめ根絶への対策を進めていかねばなりません。本町も、アンケートの実施やスクールカウンセラーの配置などの対策を進めていますが、改めて以下の点についてお伺いいたします。

1. 本町におけるスクールカウンセラーの活用状況をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） スクールカウンセラーの活用状況についてであります。各中学校に非常勤のスクールカウンセラーが1名配置されており、生徒や保護者の相談に対応しております。

また、中学校区の小学校も対象にしております。専門的な立場から、学校と家庭、あるいは教師と生徒を結ぶ重要なパイプ役として活躍をいただいております。

特に、不登校問題については大きな力を発揮していただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 2番、本町の教育委員会に報告されているいじめの件数は平成23年はゼロ件、平成24年は1件と聞いています。報告されるいじめの定義をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 国が示しておりますいじめの定義は、当該児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わないということになっております。

本年度8月に実施した調査では、本町は3件でございましたけれども、京都府内の各市町での調査方法や集計の基準が違っていることから、来年度からは調査方法や基準を統一したもので実施することになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 本町の教育委員会として、いじめであるかどうかの判断は、何を基準に行っているのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） いじめかどうかという基準は、先ほど言いました定義によるわけなんですけれども、こういった定義が、それぞれの学校でも解釈がまちまちであるというふうなことで、京都府全体で8月に調査をしましたところ、京都府全体で約8,000件というような数字が出ました。ある一つの市では3,000件というふうな形で、それぞれ各基準はあるんですけれども、レベルといたしますか、そのあたりが統一されていなくて、いじめかどうかという数字が非常に曖昧な数字になっております。

本町では、来年度からこういった形でやるわけなんですけれども、今現在、できるだけ小さい中身からといたしますか、ほんの教師から見てささいだなというふうなことも、しっかり把握して、そこからしっかり相談をしたり見ていこうというふうな形で、それぞれ3段階の段階に分けて、1段階では、いじめられたと感じたものを幅広く見ていこうという段階、その中で、これから教師のほうが継続的、あるいは組織的にしっかり見ていかなきゃいけない内容、そしてその中からさらに、重大な事件にどうか、生命の安全に危険を及ぼすようなそういったものがないかどうかというようなことで、少し段階に分けて、見ていこう

ということにしております。

ですから、いじめということになりましたら、子どもたちがいじめられたと感じる、そのことがいじめだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） お伺いたします。平成23年に、急遽町外の学校へ転校した生徒がいました。間違いありませんか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 中学校で1件あったように記憶しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） その生徒が、転校することの報告を、学校から教育委員会として実態調査はされたのか、その調査結果と分析はどうだったのかお伺いたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） その件につきましては、学校からも聞かせていただいております。その中で、学校、あるいは保護者との連携の中で、子どもにとって一番いい方法ということで転校がされたというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 転校したことへの裏づけというか、何でそういうふうな形になったかということは、教育委員会としてはご存じないですか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） この件については、かなり個人的な個々の問題でもありますし、プライベートな中でもありますので、詳しくは申し上げられませんが、在籍した学校で十分、友達の関係なり、あるいは学校の中での、先ほどありましたようにいじめ的な行為があったということもあったというふうには聞いております。

その中で、十分学校になじめなかったという部分があったということで、保護者、あるいは子どもの気持ちを十分尊重する中で、そういった形をとられたというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 今、子どもを尊重して、家庭とか子どもの気持ちを教育委員会として直接聞いていただいたことがありましたか、あつてないとしたら、大阪の体罰問題とよく似ていると私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 直接私が当人と会って話をしたことはありませんが、十分に学校の校長先生をはじめ学校と、それから担当指導主事とも十分連携をとらせていただいて、かなり中身の詳しいものについては聞かせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 平成24年8月の常任委員会で、いじめ問題の議題としてありましたので、私は、一般質問よりもまだ公にならないし、せめて委員の皆さんに聞いていただき、質疑してただいてほしいと思ったのですが、教育委員会は個人情報のことでもあり、個人的に聞くからということで、仕方なく私は一人で平成24年8月27日、教育委員会へ行きました。

そして、被害者Y君の保護者から聞きたいじめられていた内容を伝え、これがどうしていじめとして報告されないのか聞きました。

私は、そのときの教育長さんの答えをしっかりと覚えています。ずっと私の頭に残っています。教育長さん、そのときどう答えていただきましたか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 一字一句どういうふうに答えたかということについては、十分今申し上げることはできませんけども、しっかり話は聞かせていただいたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 教育長さんは、「いじめられていても、その期間もあります」といわれました。

いじめの、京丹波町におけるいじめでの基準というものは、いじめられていた、また保護者がいじめやったということ、私が直接教育委員会に行ったとき、このような答えをいただきました。その後、教育委員会としては、この時点での教育委員会としての考えはどうだったのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 少し時系列にお話を聞かせていただいたりしないと、少しその部分のそこだけで、ちょっとお話を、今現在、ここですというのは、少し難しいことだというふうに思っておりますけれども、結果的に転校されたということは、一つございました。

もちろん、学校の状況なり、それから子どもさんのいろんな思い等も十分聞かせていただいて、そして転校されたということ、結果的にはそういうふうにということであったというふうに思います。

私も、一応、そういった現場でも経験しておりますので、本当に子どものそういった気持ち、十分理解もさせていただいたということで、それぞれ、その子どもさんにとっても一番よい方法ということで、そういった処置というか転校手続をとらせていただいたということというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 済みません、私のとり間違いかもしれませんが、今の教育長さんのお言葉では、生徒の気持ち、生徒に会って確かめるということは、教育委員会としてはできなかったのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） そのときに、実際にお会いして聞いたという事実はなかったというふうに思います。校長先生なり、あるいは学校のほうから十分子どもさんの思いというものは、学校を通じて聞かせていただいたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 今のお答えでも、学校の意見とか学校の言われたことをうのみにされているような教育委員会の実態のように、私は思います。

私がこの件で、学校の校長先生に会ってお話しした中で、また信じられない、忘れられない先生の言葉がありました。「Y君の担任は、はじめてこの学校に来てまだ新人なもんで、1回も電話をしとけよといってるんですが」、校長先生の言われることができないでいる担任教諭、また、校長先生も、担任教諭、まして新人であったら、かわりに自分がするとかはないのですか、どちらにしても考えられないこと、怠慢という言葉をよく耳にしますが、このことを言うのですか。

それと、「Y君は顔にひどいアトピーがあるんですわ」と、そのとき私は、校長先生、何が言いたいかわかりませんでした。問い直しもしませんでした。後でお母さんから詳し

く聞いてびっくりしました。Y君に対して思いやりの言葉が一言もありませんでした。このような状況です。教育長の見解をお願いします。

○議長（野口久之君） ちょっと済みません、通告書に従った中での質問をしていただきたいと思います。これは、そのときの内容と若干違うように思うんですけども。

○14番（森田幸子君） 済みません、いじめの定義と、また、いじめはどうしたらということから、この京丹波町は基準にしているのかということを知りたいために、この実態をお聞きしていただきたいと思います。

○議長（野口久之君） そのときの事情を、言うた言うてないということよりも、やっぱり、提出された質問内容に従った中での質問をしていただきたいというふうに思うんですが、どうぞ。

○14番（森田幸子君） このことを一般質問で、私がお母さんに言うて、学校とかいろんな思いがありませんかというていったら、こうして手紙をいただいたんです。学校のいじめとしての対処の方法が、本当にずさんでないか、怠慢でないかということ、ほんまにこのままの学校、京丹波町内で通っている生徒、保護者の皆様に、このような先生というか、体質、そういう考えでおられることをただしたい、そういう思いだけで、させていただきたいと決意して発表させていただきました。

○議長（野口久之君） 思いはようわかります。けれども、質問の内容に従った中での質問をしていただかないと、そのときの状況を言うた、言うてないということになると、これはこのままで済ますというようなことにもならんやろうというふうに思いますし、ちょっと内容を変えていただきたいと思います。

○14番（森田幸子君） 済みません、申しわけありませんでした。

最後に、この実態調査をして保護者に報告、もう一回調査して、結果を報告していただきたいと、私は思っていますが。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在、いじめの調査をやっておりますので、各学校ではそれぞれ調査した結果には、保護者の方にも当然、返していく必要があるだろうと思っておりますし、また、町としましても、それぞれの学校での報告に基づいて、状況についてはしっかり町民の皆さんにも返していきたいというふうに思っております。

先ほどの一件につきましては、今すぐここで資料を全て持ってきておりませんので、少し、事前に言うておいていただければ、少しこちらの方も整理してお話ができただけではないかというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 一般質問の新人で何もわからないもので、こんな状態でさせていただいたのが申しわけなかったと思いますが、最後に、「いじめ問題に毅然とした態度で」ということで、新聞の投稿を読ませていただきます。「識者インタビューで、大沢秀明NPO法人全国いじめ被害者の会理事長は、『教師は現実から目をそらさず、熱意をもって児童生徒に接し、いじめに対処すべきだ』と語っていました。心に刻む言葉でした。私は、今年で教員生活23年目です。最初の授業挨拶で行った『いじめは絶対に許されない』宣言を力強く実践しています。それでも残念ながら、いじめ問題は発生することがあります。その兆候が見られたら、すぐ手を打ってきました。被害者、加害者との粘り強い対話を行い、保護者とも丁寧、誠実な事実確認をします。場合によっては、全校生徒の緊急集会も考えられます。さまざまな困難や、予期せぬ問題も起こります。しかし、一番生徒の身近にいる大人が情熱を忘れ、毅然とした態度をとらなければ悲劇は起こります。今後も微力ですが、未来を担う子どもたちとともに成長していく決意です。」高校教諭48歳の方が、こうしておられて感動させていただきました。

いじめられている児童にとっては、自分の気持ちがわかってきている先生、大人がいる、それだけで被害生徒にとっては救われますし、一番うれしいことだと思います。

また、いじめは、学校だけでなく、大人社会の問題として、私も心してまいりたいと思います。

次の質問に入ります。

2番目の高齢者の安全・安心対策、医療、救急情報管理システム、救急ネット導入について質問いたします。

京都中部広域消防組合管内の2市1町の2012年の救急出動件数は6,068件と6,000件を突破し、3年連続で過去最多を更新しました。輸送人数は65歳以上の高齢者が3,283人と、全体の56%を占め、成人の急病も増えたとしています。京丹波町内における搬送実態、65歳以上は780人中496人と、全体の63%を占めています。

この救急輸送には、本人の情報をいち早く知っていただくことによって適切な処置が行われます。その情報をカプセルに入れ冷蔵庫に入れておく命のカプセル配付事業に、今回予算がついて開始の運びとなることをお聞きいたしました。民生委員や町民の皆様の強い要望が実り、大変うれしく思います。

この「命のカプセル」を発展させたのが、医療救急情報管理システム（救急ネット）で、京都中部広域消防組合も、この高機能の機械が今年1月から設置されたとのことを聞きました。

た。

65歳以上のひとり暮らしや、高齢者のみの世帯で、持病があり通院中で医療機関から処方された薬を服用などの条件に該当する人が、救急医療情報をあらかじめ町に登録をしておくと、119番した際に、消防本部にある画面に地図が表示される。地図上には救急をあらわすマークが示され、利用者の住所が特定される。その際、医療情報もあわせて表示されます。また、利用者が外出時に倒れるなどしても対応できるように登録証も配付し、記載されている登録番号によって個人を特定できるようにしている。これにより、従来よりも迅速かつ的確な救急搬送が期待されております。

このほか、登録情報を民生委員や地域包括支援センターにも提供し、地域の見守りなどにも活用できるシステムである。本町で導入の考えはないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 医療救急情報管理システムの構築でございますが、消防組合やその構成市町、医療機関との調整がまず必要であります。システムの必要性や導入については、検討課題でありますことから、調査、研究をしておりますが、現在のところ、導入の予定はありません。

なお、救急医療情報キット、いわゆる「命のカプセル」につきましては、民生委員さんからの強い要望もございまして、平成25年度で予算計上を行い、平成25年度の災害時要援護者台帳の更新時に、民生児童委員協議会等の協力を得て設置を計画いたしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 京都中部広域の機械は、2市1町の機械でありますので、亀岡、南丹市、京丹波町が一斉にこういうような情報をして、ぜひとも組合としては、こういうような情報を自治体からしていただけたらうれしいという要望もお聞きしております。また、検討をお願いします。

ちょっと予定が狂いまして、3番の地籍調査については、次回にいたします。

4番の町職員の優秀な人材確保についてお伺いいたします。

須知高校の男子ホッケー部が、昨年12月の近畿大会で入賞し、10年ぶりに全国選抜大会出場を決めました。高い意識で練習を続けたことが結実、過去に全国優勝も経験した古豪が復活に名乗りを上げた大変うれしい明るいニュースがありました。皆さんもご存じのとおり、全国選抜大会は今年、3月22日から27日にかけて東京の日野市で開催される予定であります。また頑張りを心から応援していきたいと思っております。

このように、厳しい練習も自主的に取り組み、徐々に力をつけたメンバーに心からの声援を送りたいものです。目標に向かって努力した精神力などを発揮して、行政に新たな風を送り込んでほしいなどの期待をもって、このように全国レベルでスポーツや文化、芸術、学術などの分野で活躍した経験を持つ（自己アピール）採用枠を新たに設置する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現時点において、自己アピール採用枠といった新たな採用枠を設けることは考えておりません。今後、現在実施しております教養試験、専門試験、作文試験、面接試験による選考を基本に、内容を改善しながら、より高い職務遂行能力を有する職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 平成25年度も、優秀な人材が確保されて、新しく決まったということもお聞きしております。スポーツとかに限らず、本当にいろいろな特技、いろいろないいところがあると思いますので、またそれを生かして、今後の行政に生かしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、森田幸子君の一般質問を終わります。

次に、篠塚信太郎君の発言を許可します。

篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 公明党の篠塚信太郎でございます。通告に従いまして、平成25年第1回定例会における私の一般質問を行います。

1点目は、町長の平成25年度施政方針についてお聞きをいたします。

去る3月5日開会の定例会冒頭に、平成25年度施政方針演説をされたところでございますが、その中で、地域医療の充実、きめ細かな保健福祉事業や畑川ダム関連事業、小学校統合整備事業や丹波パーキングエリア等、一体的な地域振興拠点整備により、本町が大きく飛躍するときがすぐそこまで来ていると実感していると述べられ、自信の任期4年を物語の起承転結に例え、今年を結の年とし、選挙公約である「安心・活力・愛のあるまちづくり」の第一話を完結させる年と述べられましたが、町長就任から今日までの具体的な成果についてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 具体的と申しますと、京丹波町病院、和知診療所等、公的医療機関の役割と機能回復に向けた医療等審議会の開催、関係機関への要望、あるいは医師確保のための奨学金制度を創設、まずいたしました。町立病院の一本化、そのことによって医師の増員を平成24年度実現することができたと思っております。

鳥獣害対策については、狩猟免許費用助成制度や捕獲報奨金の拡充をして取り組んでおります。

町営バスの土曜日運行も実施できました。交通懇話会を開催して、こうした答申を得たところでもあります。また、町営バスの利用促進補助金制度の創設で、あるいは新路線として桧山、和知の運行等も実施できております。

学童保育についても、4年生以上拡充、平成22年度に実施できました。

ファミリー・サポート・センター事業の推進、平成23年度であります。

地域包括ケアマネジャーの育成推進と、高齢者支援システムの構築、平成23年度であります。

地域自主防災組織育成補助金の創設、平成23年度であります。

学校給食センターが間もなく稼働します。中学生全員に給食が供給できるということになります。

また、活力のあるまちづくりということで、観光協会を設立しまして、いろいろな観光事業を中心に実施してもらっております。

食の祭典、平成23年、国民文化祭にあわせて実施して、平成24年には、丹波自然運動公園に会場を移して、須知高校と共催して喜んでもらったと思っております。

住宅改修補助金交付制度創設、平成23年度であります。

林業大学校の誘致、平成24年度であります。木質資源の利用促進と、資源循環型農林業の推進ということで、平成23年度実施いたしました。

開発プロジェクト推進室を設置して、大型事業を推進、平成23年度であります。

愛のあるまちづくり、地域支援のための職員配置と住民自治組織の育成、平成22年度。

町長と語るつどい開催、平成22年度から。

町の花とか木とか鳥など、シンボルの制定、平成23年度であります。

その他、土地開発公社の買い戻しと、積極的に進めました一般的に塩漬け土地の解決に向けて、このことで大倉のヒヨ谷の土地、太陽光発電が間もなく始まります。

あるいは、府の事業とは申せ、京丹波町内にあります京都府の丹波自然運動公園に青少年育成のためのスポーツトレーニングセンターを誘致することができまして、平成25年、平

成 26 年に事業、宿泊棟ですけれど、16 億 1,900 万円予算がついております。

こうしたこと、いろいろと実施してきたという思いであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2 番（篠塚信太郎君） さまざまな多くの事業を実施されてきたところでございますが、まちづくりがうまくいっているか、また、その事業成果があったかどうか、判断するバロメーターとしましては、人口の増減があると思います。

日本全体が少子高齢化で、人口減少時代に入っていますことから、ほとんどの市町村で人口が減少しておりますが、まちづくりが成功し、人口が増加している市町村もあります。本町よりも地理的条件が悪い離島でも、人口が増加している町がありまして、これからのまちづくりは、知恵比べの時代に入ってきているといわれております。

町長が就任された平成 21 年 11 月から平成 25 年 1 月までの 3 年 2 か月間の人口は、累計で 756 人減少をいたしております。町長が就任される前の同じ期間、3 年 2 か月間では 727 人の減少ということで、町長が就任されてからの 3 年 2 か月のほうが 29 人多く減少しているということでございます。

人口減少傾向が下げどまりはせず拡大しているということは、さまざまなまちづくり施策が有効に機能しているかを検証する必要があると思います。

施政方針の中で、本町が大きく飛躍する時がすぐそこまで来ていると、実感していると述べてありますが、どのような大きく飛躍する町の姿を描いておられるのかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 人口が増えているところが成功しているんかどうか、私、わからんですが、減ったから言うて失敗しているというふうには思っておりません。今、るる申し上げたことがこれから成果としてあらわれると。それよりも、とにかく喜んでいただいている、今まで先行き不透明な感が多かったんだけど、一定楽しい地域になってきたという話をよく聞くもんで、実感としていろいろな話をさせてもらったところであります。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2 番（篠塚信太郎君） 今日まで実施されました事業とか、これから実施される事業が、まちづくりに機能しますことを希望し、次の質問に移ります。

次に、町営バスの運行について、昨年実施されました運賃半額の社会実験や、高齢者を対象とした生活支援に対するアンケート調査の結果を踏まえ、新たな交通体系の構築を検討し、

利用しやすい町営バスとなるよう対応すると述べられておりましたが、新たな交通体系の構築について、どのような構想をお持ちなのかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 生活支援に対するアンケート調査につきましては、75歳以上の在宅高齢者1,000人を対象に実施いたしました。現在、報告された調査結果の取りまとめを行っている状況であります。公共交通及び福祉サービスを含めた生活支援対策の充実を図るため、平成25年度において、アンケート結果を踏まえた新たな交通体系の構築を検討してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 平成25年度で新たな交通体系を構築するというご答弁でございましたが、町営バスの運行につきましては、町民の皆様方から、誰も乗っていないバスをなぜ走らすのか、また、小型ワゴン車の運行ができないのかなどのご意見を数多く聞いております。

確かに、燃料費が今急騰する中で、誰も乗っていない時間帯に大型バスを走らすのは、無駄遣いの象徴と思われても仕方がない状況であります。

まずは、誰も乗っていない時間帯の路線を、思い切ってダイヤ変更する考えはないかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 誰も乗っていないとしたら、それは廃止したほうがよいと思っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 南丹市等全国の市町村で運行されておりますデマンドバス運行実証実験を実施してはどうか、お聞きします。

南伊勢町で運行されておりますデマンドバスは、前日に予約する必要がなく出かけたときに受付センターに電話することにより、5分以内に指定のバス停から乗れるなど、利用者にとって利用しやすく、どこでもいつでも誰でもを可能にする運行予約システムを導入し、運行をされております。

10人乗りのワゴン車4台で運行されていることから、バス停は162カ所で、バス停の追加が容易にでき、集落の細部まで入れることや、郵便局、農協、病院などの町民の利用が多い施設で乗降できるシステムとなっています。

また、路線バスとの共存が可能で、特別交付金の対象となることから、一般財源の持ち出

し額は少なく、町財政に大きな負担とはなっておりません。

高齢化社会の進展に伴う新たな公共交通システムとして、デマンドバス運行システム導入に向けた実証実験を検討する考えはないか、再度お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほど申しましたとおり、新たな交通体系の構築を検討するという中に、デマンドバスを排除しておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 次に、国・府道の狭小区間、急カーブ、歩道未設置区間などの早期事業化に向けて、一層の要望活動を行うと述べられましたが、要望予定箇所についてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 要望箇所は、今まで要望してきて実現してないところ全箇所というふうに理解してください。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 特に、申し上げておきたいのは、国道9号では、瑞穂地区の上大久保、下大久保地内の急カーブ箇所、また、国道27号では、中山地内の歩道設置であります。バイパスも視野に要望される考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国道9号については、要望書には書いていなかったんですが、バイパスにしたほうがよいなど、「どこに書いてあるんや」、これからそういうふうにするのでというようなことで要望しております。国道27号についても、相談したいというふうに思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 府道では、豊田富田線、豊田地内、それから富田胡麻停車場線の豊田地内、上野三原線、三原地内は、完全に工事がとまっております。我々が直接土木事務所に改良の要望をしましても、町さんからは聞いていないということで、全く取り合ってもらえない状況でありまして、特に富田胡麻停車場線、豊田地内は、過去に交通事故が多発した路線でもあります。豊田富田線、上野水原線の3路線は、地元区とも協議の上、ぜひ要望路線として取り組まれる考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それらは、要望箇所として入っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 次に、平成27年度までの合併特例期間の終了を見据えた財政健全化対策についてお聞きをいたします。

一般会計歳入の45%を占める地方交付税が、合併特例期間の終了により、平成28年度より5年間で段階的に10億円減少することが予測されております。平成28年度は2億円、平成29年度は4億円と、毎年2億円ずつ加算されまして、平成32年度以降は、毎年10億円が減少する見込みであります。

町長は、合併特例期間の終了を見据えた一層の財政健全化対策が必要と述べられ、その対策として、土地開発公社先行取得用地の計画的な買い戻し、徴収率の向上、公共料金の未収金対策に積極的の取り組むと述べられましたが、このほかにどのような財政健全化対策に取り組まれるのかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 合併特例期間の終了を見据えた財政健全化対策につきましては、全会計における地方債残高の縮小、土地開発公社先行取得用地の債務解消、振興基金等への積み立てをはじめ、町税等滞納対策の強化や企業誘致の積極的な推進によりまして、税収の確保などを図るほか、一層の歳出経費や経常経費の節減などに努めてまいることといたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 土地開発公社の先行取得用地の全額買い戻しで約利子分1,600万円、それから町税の収納率1%向上で、約1億5,000万円、合計1億6,600万円の財源が出てくるんじゃないかなと思っておりますが、10億円の交付税が減額ということになりますと、これは全て行財政改革で吸収することが非常に困難であるというふうに考えております。

そして平成25年度の当初予算で、約6億円の財源不足が生じておりまして、基金を取り崩して対応されておりますが、この状況がしばらく続くのではないかなというように思います。

平成28年度の特例債が終了後であります。先ほど申しました土地開発公社先行取得用

地の全額買い戻しと、収納率向上で何とか予算編成といいますか、財源は出てくると予測をしておりますが、平成29年度以降は、合併特例債で積み立てました振興基金を取り崩して財源確保をしていかなければならない状況が生じてくるというふうに思っております。

平成32年度で約22億円、これ今後積み立てる分も入れてでございますが、約22億円積み立てました振興基金は、この年度で全てなくなってしまう計算になります。

したがって、平成33年度からは、繰り入れする基金が枯渇するために、自治体の本来の業務以外は、全て民間移譲、または停止するなどしても、現在の行政サービスを続けることは困難と予測されます。

財政が好転しまして、このようなシミュレーションどおりにならないことを願っておりますが、財政的に非常に厳しいときが到来することもあり得ない話ではありません。

平成33年度以降の財政予測をされていまして、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 平成33年度以降の財政予測というのは、正直なところまだできておりません。大変、今ご指摘のとおり厳しいときがくるのではないかなというふうな予測はしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 8年後のことでありまして、余り遠くないことでもございますので、ぜひ、シミュレーションをされることを申し上げまして、次の質問に移ります。

2点目は、防火水槽の整備等についてお聞きをいたします。

消防水利については、消火栓、防火水槽、河川等がございますが、平成19年4月1日現在では、防火水槽が459基、消火栓191基、プール14基、池を3施設有しているということでデータが出ておりますが、消防庁告示による消防水利の基準に基づく直近の集落ごとの防火、消防水利充足率は何%なのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町全体の消防水利充足率は72.2%であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 町全体では72.2%ということで、集落ごとの消防水利充足率が不明で、どの集落に防火水槽等の消防水利が何基必要なのかということもわからない状況でありますので、したがって、整備計画も立てられないということになりますので、各集

落ごとの充足率の調査を行われる考えはないかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 各地区の充足率というのは、一応、持っております。

これにつきましては、基準数というものが非常に難しいと申しますか、消防水利の基準によって、建築物から半径120メートル、あるいは140メートルというところに水利が一ついるということになっております。

ただ、現状におきまして、防火水槽なり消火栓なり、いろいろございますが、その一つの箱の中に二つ入っておっても充足は1というふうな計算になるわけでございます。それでトータル、先ほど町長からございましたように、72.2%になっておるということでございます。

ただ、本来ですと、自然水利というものも、計算ができるわけなんですけれども、これにつきましては、非常に、実際におられる水利であるとか、あるいは夏場に枯渇するのではないかとか、いろいろございまして、現在のところは自然水利につきましては、水利としてカウントしていないと、そういうふうなことで72.2%ではございますが、実際のところはもう少し上がるのではないかなというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 消防水利の基準といいますか、今答弁がありました。本町の場合、防火対象物から消防水利に至る距離が140メートル以下という設置基準なのか、今、120メートルとか、140メートルとか、ちょっと両方出ましたので、私ところの場合は、市街化区域、準市街化区域はございませんので、丹波地区も瑞穂地区も和知地区も一緒ではないかなというふうに理解しておるんですが、140メートルという考え方でよろしいですかね。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 準市街地というのがございまして、これが半径120メートルということになっております。主に須知でありますとか、グリーンハイツでありますとか、桧山の地内でありますとか、和知の本庄地内でありますとか、そういったところは半径120メートルということでございます。それ以外は準する地域ということで140メートルとなっております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 各集落ごとの充足率は一応持っているということなんでありますが、

やはりこれはきちっと調べていただいて、安心・安全な防災体制の充実と、町の均衡ある発展を図るためにも、充足率の格差是正をする必要があると考えますが、今後の整備計画等についてお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域間の格差が出ないようにということで、国庫補助金を活用しまして、防火水槽の整備を行っております。事業として採択されるために補助金額に下限がまずあって、一定数量取りまとめて事業を行う必要があったために、過疎計画では、2年ごとに5基ずつ計画としております。地区の要望に基づきまして、消防水利の設置状況を確認しながら整備を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 次に、過疎地域自立促進計画では、平成22年度から平成27年度までの6年間で、防火水槽15基整備する計画であります。達成できるのか、また、平成27年度までの過疎計画で、防火水槽の整備は完了するのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 過疎計画の関係につきましては、先ほどございましたけれども、15基を期間中は予定をしておまして、現在のところ平成25年度に予定しておりました5基を平成24年度につけかえますので、現在のところ12基の計画でございます。

したがって、平成27年度までに、あと3基ということなのですが、現在要望をいただいておりますのが、あと2基ございますので、そういった経過からみますと、15基程度は整備できるのではないかなど、このように考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） そうしたら、防火水槽ですね、今後何基ぐらい、あと設置が必要なのか、充足率がはっきり、集落ごとに大体わかっておるようなのですが、はっきりわからんと答えが出ないかもしれませんが、大体どれぐらいの基数が必要なのか、概算でも結構ですのでお答え願いたいと思います。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 正直なところ、防火水槽あと何基必要かというあたりにつきましては、これだけの数字ということの目標としては定めてはおりません。限りなく消防水利を100%に近づけたいという思いは当然でございますけれども、先ほど申し上げましたよう

に、自然水利というものもございまして、また、もう一つは、やはり地元の要望に基づいてというあたりもございまして、そのあたり兼ね合わせて整備を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 次に、防火水槽を整備する場合、用地と事業費の10%の寄附を求めています。財政も好転したことや、計画的な整備を図るために寄附行為を廃止する考えはないかお聞きをいたします。

防火水槽1基設置する場合、600万円の設置費と用地費が必要であります。実際には、入札によって500万円という場合も出るようございまして、今は予算ベースで申し上げますが、そのうち50%が国庫補助と、2分の1、10%の60万円と用地費は、設置する地元区の寄附、残りの40%、240万円を過疎債で借入れをいたしております。

設置した時点で、町の負担額はゼロ円でありまして、過疎債の返済の段階で、240万円の30%分、72万円を後年度負担とするということになります。町の負担額72万円は、設置地元区の60万円と用地費負担の合計とほぼ変わらない額ということでありまして、合併後、財政は健全化しておりまして、いつまでも設置地元区の寄附を受けなければ、設置できないような財政ではないということや、充足率が低い集落から計画的な整備を図るためにも、設置の10%と用地の寄附行為は廃止すべきじゃないかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 防火水槽の設置につきましては、設置の際に土地の無償提供、寄附を受けております。事業費の1割を地元負担としてお願いしております。今後の社会保障関係費の増加や地方交付税における合併特例期間の終了後を見据え、今後も引き続き寄附という形で地元にも協力いただきながら、消防水利の整備を行っていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 集落ごとの充足率を答えてもらえないと、ちょっともらっていませんので、どれぐらいの不均衡が生じているのか、よくわからないところでありますが、かなりの不均衡があるというふうに思いますし、その主原因が設置地元区の寄附金ではないかというふうに思うんです。この寄附金をなくせば、充足率が低い集落から優先的に設置が可能でありますし、消防法第20条第2項の規定では、消防水利の設置者は市町村であると明確に定めておりまして、消防法の条項から見ましても、設置地元区に事業費の10%と用地費

の寄附を求めることを廃止する考えはないか、再度お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現行の枠組みを廃止する考えはございません。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 寄附行為を即全廃しますと、直近に設置された区との差がつきますので、なかなか難しい問題もあろうかと思えます。寄附採納分の10%、60万円を過疎債で借り入れまして、設置地元区からは元利償還、町負担分の30%分、18万円を寄附していただくことにすれば、区の負担は大幅に減少し、要望も増えてくると考えられますことから、寄附金10%分も過疎債を借り入れる考えはないか、再度お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 現状におきましては、先ほど町長が申しましたとおり、現状の枠組みでお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 3点目は、ドクターヘリの場外離着陸場の増設等についてお聞きをいたします。

ドクターヘリは空飛ぶ救命士と呼ばれ、医師が乗り込み救急現場に飛んで重症患者の救命を行うドクターヘリの運航が、平成13年岡山県で始まりましたが、1機当たり2億円近い予算がかかるため、多くの自治体が導入に二の足を踏んでいましたが、基金による国の助成で自治体の負担を大幅に軽減する仕組みを整えたドクターヘリ法が平成19年6月に、公明党の主導で制定されまして、一気に配備が加速し、本年度中に40機が配備される見通しであります。

京都府では、平成22年4月17日に、兵庫県と鳥取県の3府県で、豊岡病院を基地病院とした共同運航が開始されました。そして平成24年10月から阪大病院を基地病院とした京都府南部と大阪府との2府の共同運航が開始されまして、現在、京丹波町は阪大属ヘリが第一順位となっております。事故現場から救急病院まで搬送に時間がかかる本町のような中山間地域は、都市部よりもドクターヘリが威力を発揮いたします。

平成22年4月運行開始以来、交通事故等の患者の救命を行い何物にもかえられない尊い多くの命が救われております。

本町には、ドクターヘリの場外離着陸場ランデブーポイントは13カ所ありますが、例えば、仏主で事故が発生した場合、重症患者が出た場合、一番近いランデブーポイントは和知

中グラウンドであります。救急車が幾ら急いでも約15分ないしは20分はかかってしまいます。それからドクターヘリで救命処置を受け搬送されても、間に合わないような事態が発生する可能性もあるわけでありまして。

ドクターヘリの有効活用を図るために、町内13カ所のランデブーポイントを京都中部広域と協議し、京都府へ増設申請してはどうかお聞きをいたします。

ランデブーポイントというのは、フランス語でありまして、時、場所を決めて会うという意味がございまして、ドクターヘリと救急車が出会う地点、場所という意味でございまして。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ドクターヘリ運用におけるランデブーポイントの決定は、京都中部広域消防組合が推薦を行いまして、京都府医療課が申請を行う流れとなっておりますので、現場で救急活動を行う広域消防組合と必要性、安全面等十分協議した上で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） ランデブーポイントの増設は中部広域消防と協議して検討をすることとありますが、重症患者の救命率を上げるためには、15分以内に現場に到着し、適切な治療をすることが必要であるといわれております。事故現場から15分以内に救急車が到着できるランデブーポイントの設置が必要であります。なぜ、ランデブーポイントの増設について申し上げるかといいますと、昨年仏主で交通事故が発生し、ドクターヘリが飛来しまして、旧和知第三小学校グラウンドに着陸をしようとしたのですが、地域の方がゲートボールをされてございまして、ドクターヘリと気づかずに、そのまま続けられて30分間もドクターヘリが着陸場所を探したというようなことがございまして、これは救命処置が遅れたんではないかなというふうに考えられます。

特に、旧和知第三小学校はランデブーポイントに指定されていないため、誰もドクターヘリが着陸するとは思わなかったというようなことでありまして、指定されていればすぐに着陸できる態勢がとられたと考えられますことから、ランデブーポイントの増設を広域消防組合と協議し、申請するお考えはないか、再度お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 検討してまいるといふふうに答弁しております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） ランデブーポイント指定場所以外にも、広域消防の指示、指令があ

れば、ドクターヘリは着陸するということができますが、やはり、あらかじめ指定しておくことが、スムーズに着陸できると考えられますので、十分中部広域消防組合と協議しまして、検討を願いたいというふうに思います。

次に、ドクターヘリのランデブーポイントを住民に周知徹底を図るとともに、ドクターヘリの離着陸に協力が得られるよう、看板を設置する考えはないかお聞きをいたします。

消防関係者はご存じであったと聞いておりますが、一般的には、町内13カ所のランデブーポイントはどこかといわれたら、なかなか出てこないといえますか、わからない、指定場所はどこかということは、恐らくご存じじゃないのではないかなというふうに思われます。

13カ所は、小中学校グラウンド、社会体育グラウンドでありまして、指定されているグラウンドは、社会体育に利用される場合が多く、住民に指定場所の周知徹底を図り、ドクヘリの離着陸に協力が得られるよう、看板を設置してはどうかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） ここで暫時休憩をしたいと思います。これから黙祷をささげたいと思いますので、46分になったら起立を願って黙祷をしたいと思います。

ただいまから、東日本大震災から本日、14時46分で2年がたちます。亡くなられた方に対しまして黙祷をささげたいと思いますので、皆さんご起立を願います。

それでは、黙祷。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時47分

○議長（野口久之君） お直りください。それでは、着席をお願いいたします。

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在のところ、看板の設置、予定していないわけですが、お知らせ版や広報紙を活用して周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 4点目は、通学路の整備についてお聞きをいたします。

昨年4月に亀岡で発生しました、あの痛ましい小学生の通学途上の交通事故からはや1年が経過しようとしています。喉元過ぎれば熱さ忘れるとのことわざもありますように、年月がたつと忘れてしまいがちであります。未来の京丹波町を担い立つ大切な子どもたちを交通事故から守るのは、私たち世代の役割であります。昨年実施されました通学路の緊急合同点検による危険箇所、77カ所の安全対策実施箇所数と、対策の内容についてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 点検をいたしました77カ所のうち、2月末現在で41カ所は対応済みとなっております。

内容につきましては、注意喚起看板の設置や路面標示、カーブミラーやガードレール、ラバーポールの設置などの対策が講じられたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 41カ所が対応済みと、改良済みと、修繕済みということでございますが、あと未実施が36カ所ございますが、それにつきましては、国の補正予算や国の平成25年度予算に盛り込まれました防災安全交付金を最大限に活用し、早期に対策を実施すべきと考えますが、いつごろをめどに実施される計画なのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 未実施箇所の実施計画につきましては、現在公安委員会と協議しております予算のついている箇所もでございます。できるだけ早期に進めていきたいというふうに考えておりますが、用地買収等を伴う箇所もございますので、そういったところは教育委員会のほうとも協議をさせていただきまして、通学路の安全確保に努めたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 実施済み箇所41カ所については、路側帯や路面表示の設置、注意喚起看板設置、舗装修繕などのこういう小手先の対策では、無謀危険運転から交通事故を防止することは不可能でありますので、やはり、車歩道を分離する対策が最も有効であると思っておりますし、車歩道を分離できるような状況の危険箇所はなかったのかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 車歩道の分離といいますか、道路拡幅を行わないと歩道の設置が困難な箇所もございますが、そういった部分につきましては、今すぐというわけにはなかなかいきませんので、計画的に整備をしたいというふうには考えております。

なお、危険箇所のうち、府道なり国道の部分につきましては、現在整備中の路線もございまして、また、要望しております路線もございまして、そういった部分につきましては、早期に歩車道の分離がしていただけますようお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 公明党では、児童が通学路で事故に巻き込まれる事例が相次いだことから、通学路の安全対策プロジェクトチーム、いわゆるPTを中心に、安全確保に向けた取り組みを推進しております。公明党の安全対策のイメージとしましては、歩道の拡幅、カラー化整備、交差点で減速させるためのハンプ設置、道路の無電柱化、歩行者優先道路の道路標示、大型車両進入を防ぐ道路の狭窄などがありますが、このような対策を実施されるよう申し上げまして、次の質問に移ります。

公明党は、政府に通学路の継続的安全点検のための人材育成を要望してきましたが、政府は平成25年度予算で、通学路の安全に関する助言を自治体に行う専門家、通学路安全対策アドバイザーを創設し、派遣する計画であります。

この通学路安全対策アドバイザーを受け入れ、対策を検討される考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう安全アドバイザーがいらっしゃるとしてアドバイスを拒む気持ちはありません。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 次に、通学路の安全確保について、地域で認識を共有する観点から、対策必要箇所及び対策内容を示した箇所図及び箇所一覧表を作成し、ホームページ等で公表する考えはないかお聞きをいたします。

本町では、対策箇所図面等が公表されていないため、危険箇所がどこにあるのかわからないのが現状であります。

京都府内では、26市町村中公表しているのは、8市町村であります。公表することによりまして、地域で認識を共有できることから、交通事故対策に大いに役立つと考えられますことから、対策必要箇所及び対策内容を示した箇所図及び箇所一覧表を作成し、ホームページで公表する考えはないかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 通学路の安全確保につきましては、学校、家庭、地域の連携協力が大変重要であるというふうに考えております。危険箇所とした77カ所の対策内容、進捗状況、今後の見通し等について、学校には校園長会議等におきまして、詳細を説明し、資料提供をしております。

議員ご指摘のとおり、地域で認識を共有いただくことは、大変重要でありますので、今後

これについては、方法も含め関係課や関係機関と協議して検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 公表するもう1点の理由としましては、図表を公表した自治体が、交付金の申請をした場合、公表していない自治体と比べ優先的に交付されますことから、図表を公表する考えはないかお聞きをしたところでございますので、ぜひ、公表をしていただきたいというふうに思います。

そして、国の防災安全交付金を活用しまして、未実施箇所の安全対策が早期に実施されますことを希望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、篠塚信太郎君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

次の本会議は、明日12日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 梅原好範

〃 署名議員 横山 勲